

人権問題に関する県民意識調査

結果報告書-概要版-



令和4年3月



ヒューマン博士

(福岡県の人権啓発キャラクター)

目次

■調査の概要	1
1 人権全般	2
2 同和問題	10
3 女性の人権	20
4 子どもの人権	23
5 高齢者の人権	25
6 障がいのある人の人権	27
7 外国人や外国にルーツのある人の人権	29
8 HIV感染者・エイズ患者の人権	31
9 ハンセン病患者・元患者等の人権	32
10 インターネットによる人権侵害	33
11 ホームレスの人権	34
12 北朝鮮拉致被害者等の人権	35
13 刑を終えて出所した人の人権	36
14 犯罪被害者等の人権	37
15 性的少数者の人権	38
16 さまざまな人権問題の解決に向けて	39
17 新型コロナウイルス感染症に関する問題	40
18 部落差別の解消の推進に関する法律・条例の周知状況	41

表紙のひまわりについて

福岡県では、福岡法務局、福岡県人権擁護委員協議会、県内市町村等と連携し、子どもたちに花を育てることを通じて、命を大切にする心や優しい思いやりの心などを育ててもらうため、「人権の花運動」を実施しており、この人権の花は「ひまわり」としています。

ひまわりの花が選ばれた理由は、花言葉の「あなただけを見つめる」、「あなはすばらしい」が「人権」のイメージに合うこと、太陽に向かって成長していく姿が、子どもたちの心身の成長の姿と合致することからです。



調査の概要

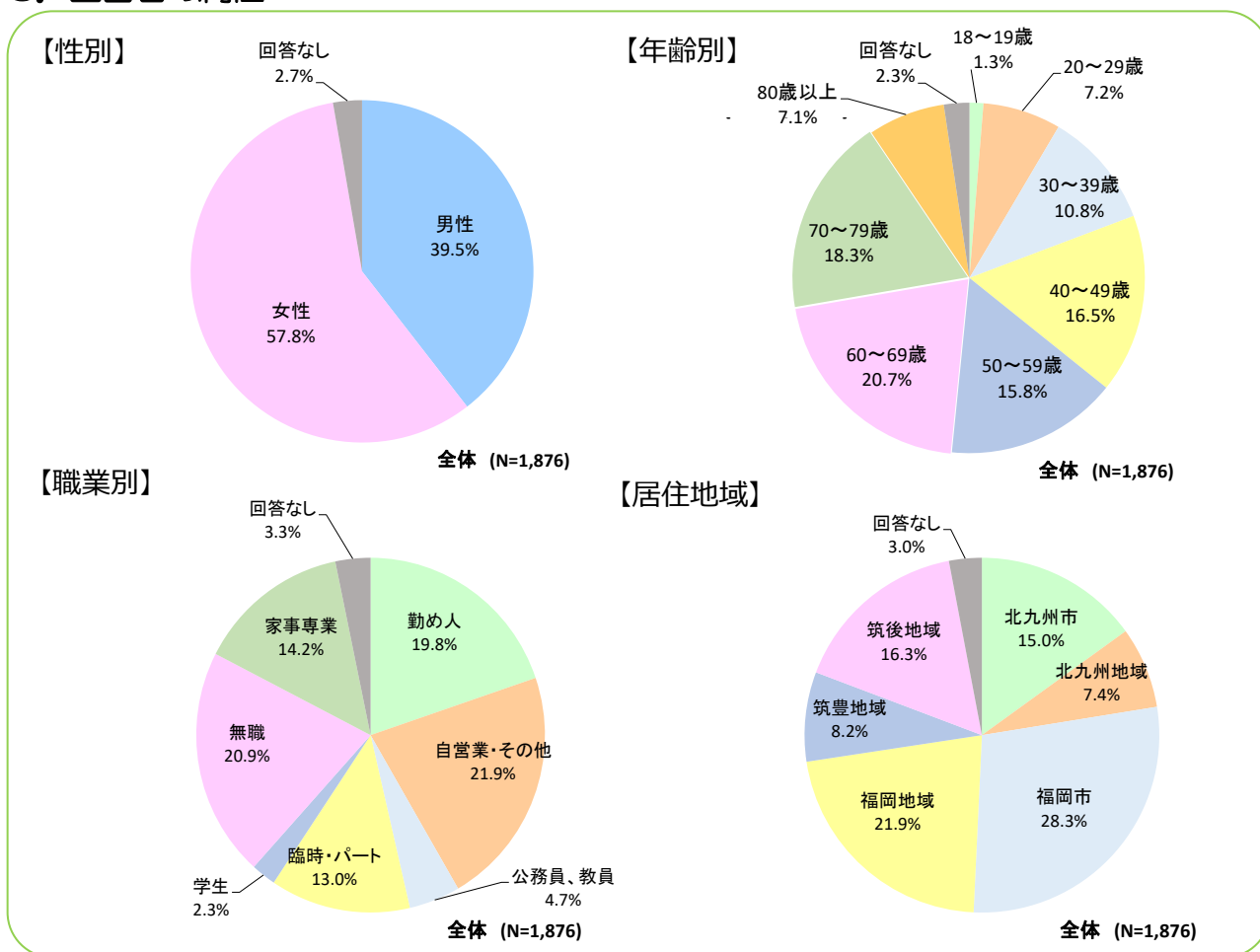
1. 調査対象者及び調査方法など

- (1) 調査対象：県内に居住する有権者
- (2) 調査対象数：5,000 人
- (3) 抽出方法：有権者を母集団とする層化二段無作為抽出法
- (4) 調査方法：郵送法（インターネットによる回答を併用）
- (5) 調査期間：令和3(2021)年8月6日～10月5日
- (6) 調査の監修（集計結果の分析を含む）：中川喜代子 奈良教育大学名誉教授
- (7) 調査の実施・集計・報告書作成：株式会社プリミティブ・ドライブ

2. 回収状況

調査対象者5,000人のうち、有効回収数は1,876人で、有効回収率は37.5%です。

3. 回答者の属性



4. 概要版の執筆

中川喜代子 奈良教育大学名誉教授
福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

1

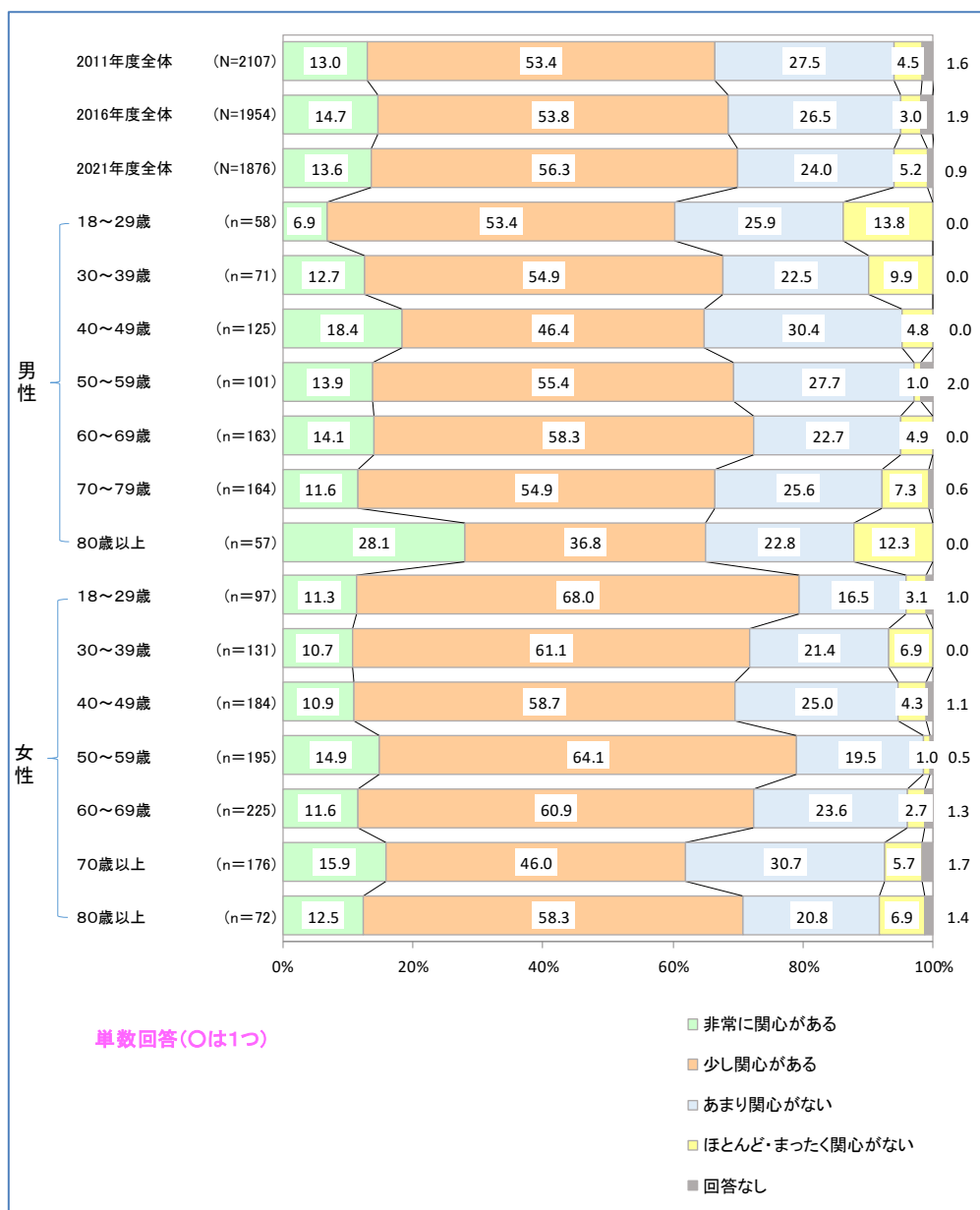
人権全般

あなたは、人権問題にどの程度関心がありますか？

人権について「非常に関心がある」は、わずか13.6%ですが、「少し関心がある」の56.3%を合わせると、全体の約2／3は人権問題に多少とも関心を持っているとみてよいでしょう。

「あまり関心がない」とか「ほとんど、まったく関心がない」とした人が全体としては、29.2%ですが、20歳代以下の男性の割合が高いのに対して、女性ではむしろ70歳以上の高齢者層で無関心層がやや高い割合を示しています。

「人権問題」の関心度については、前回（平成28（2016）年）調査でも聞いていますが、傾向そのものはほとんど変わりません。

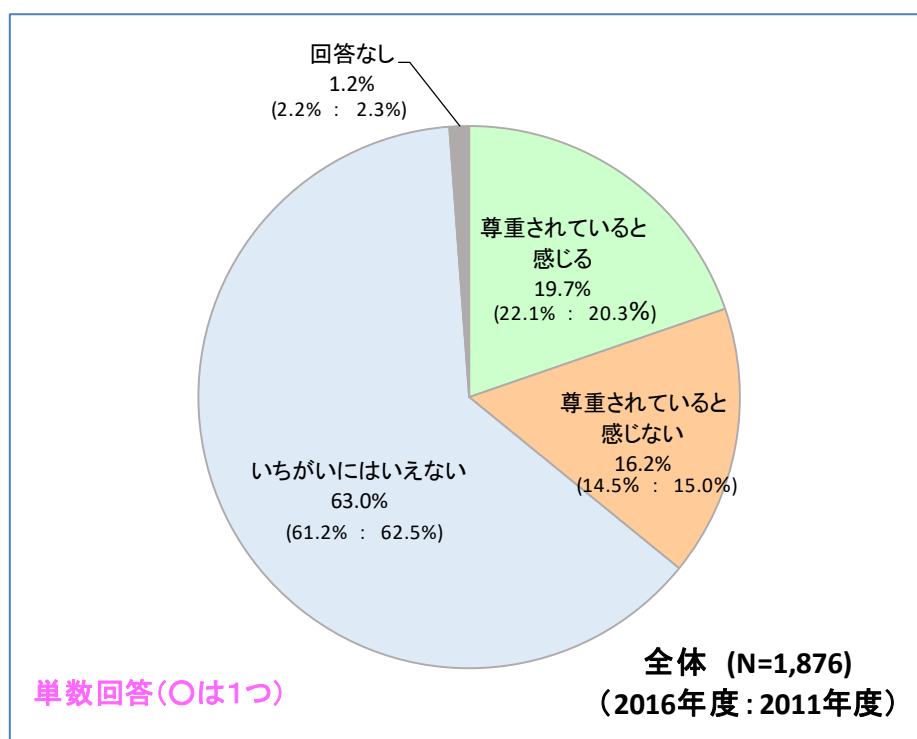


現在の日本社会において、あなたは人権が尊重されていると感じますか？

人権が「尊重されていると感じる」と答えた人は全体の19.7%にとどまっています。

「尊重されているとは感じない」は16.2%で、全体の63.0%までが「いちがいいにはいけない」と回答しています。県民の多くが、“日本の社会は必ずしも人権が尊重されているとはいえない”と感じていると言えるでしょう。

前回（平成28（2016）年）調査と比べると人権が「尊重されていると感じる」と答えた人の割合がやや低くなっています。



コロナウイルス禍と人権

奈良教育大学名誉教授 中川喜代子

＜私たちは自由に街を歩けなくなりました＞。＜私たちは親しい友人たちと楽しくおしゃべりしながら美味しいものをいただく会食の機会を奪われました＞。＜学校が閉鎖され、子どもたちは学び遊ぶ安全な居場所を失いました＞。そして＜当然のように提供されていた給食（昼ご飯）から締め出されたため、仕事を休まざるを得なくなったお母さんたち＞や、

＜勤めていた会社やお店が休業を余儀なくされたため、仕事を失った人びとも少なくありません＞。

＜大相撲・プロ野球・サッカーなどのスポーツ競技は、いずれも無観客で、映画や音楽・演芸などの催しは閉鎖されるなど、生活を愉しむ機会も奪われました＞。

＜身体（健康）の不調を感じても簡単に病院や診療所に行けなくなりました＞。＜自分は病気とは無縁な人間だと思ってきた多くの人がコロナ感染の恐怖にさらされています＞。＜今は誰もが「病人予備軍」になり、病気はひとごとではなくなりました＞。新型コロナウイルス感染の拡大によって、2020年2月以降の私たちの生活はめっちゃめっちゃにされてきています。生命の安全、教育を受ける権利、働く権利、自由に移動する権利やスポーツ・娯楽など生活を愉しむことなど、『世界人権宣言』に示された多くの権利が、日本だけでなく世界中の人びとにとって制約されています。私たちはいま、「人権とは何か？」について、生活感覚で理解することになり、「人権」が私たちにとってどれほど重要なものであるかに気づかされることになりました。

今回の意識調査でも、県民の4割近い人々が「外出の機会が減ったことにストレスを感じている」と回答しています。人権が侵害されていることとして、「医療従事者への差別」「感染者の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難すること」などを70%以上があげています。



人権はすべての人が持っており（普遍的で）、誰からも奪われない（譲れない）ものなのです。誰もが、このような状況では、今後どうなるのかと疑問や不安で頭がいっぱいになっています。今回のような社会的危機に直面したとき、私たちの人間性が問われます。政治家や自治体の首長には、国民（市民）みんなの利益のために何をなすべきか？についての覚悟が問われます。

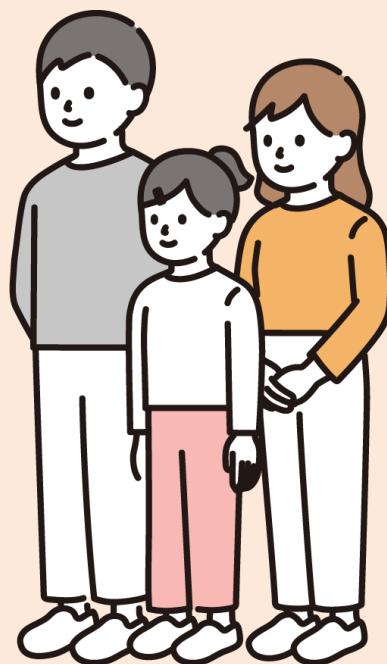
未知のものへの恐怖は、人びとに奇妙なふるまいをとらせます。新型コロナウイルスについては未解明なことが多く、国・自治体や感染症研究専門家などによって、具体的な基準が必ずしも示されていないなかで、ウイルスのように目に見えない恐怖に、見えている「誰か」を危険な存在だと見なし、排除することで恐怖から逃れようとする心理が働くのです。

社会的人間である私たちが危機や恐怖に直面した時、どういう行動をとるか？それがひとによって多種多様であり、人間はみんな違っているが、違っている人びとが共同体の一員でもあることに思いをいたすべきでしょう。感染症の拡大は、私たちがいかに脆弱な存在で、他者の配慮ある行動に依存しているかを見せつけていますが、デマ・噂（うわさ）やフェイクニュースに惑わされず、結束した対応をとれば、お互いを守り、力を与え合うことができるということでもあります。

私たちの社会は、一つひとつの命、一人ひとりの人間が、重みをもつ共同体なのです。

【注】

本稿のテーマ「コロナ禍と人権」については、コロナ禍は国民に対して平等に襲ってくるのではなく、社会的弱者に大きく重くのしかかってくる！という課題についても論ずるべきではありますが、紙数の制限もあり、割愛しました。



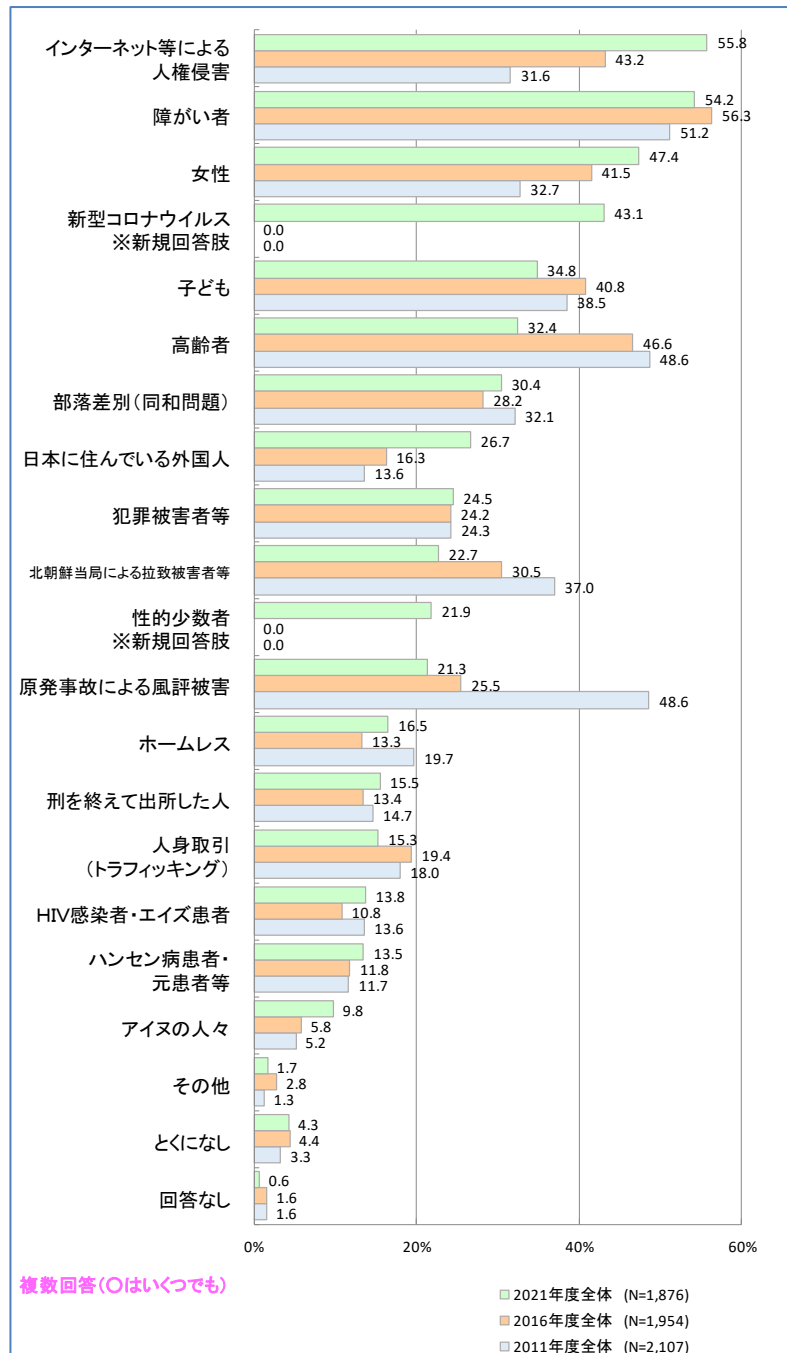
あなたはどのような人権問題に関心がありますか？

「インターネット等による人権侵害に関する問題」が55.8%で最も多く、「障がい者に関する問題」が54.2%で続き、「女性に関する問題」が47.4%で第3位になっています。

「新型コロナウイルスに関する問題」も4割以上によってあげられており、続いて「子どもに関する問題」、「高齢者に関する問題」、「部落差別に関する問題（同和問題）」がそれぞれ3割以上によってあげられています。

「日本に住んでいる外国人や外国にルーツのある人に関する問題」、「犯罪被害者等に関する問題」、「北朝鮮当局による拉致被害者及びその家族に関する問題」などもそれぞれ2割以上あげられています。

前回（平成28（2016）年）調査と比較すると、「インターネット等による人権侵害に関する問題」が第1位に入ってきたほか、本調査で新たに回答肢に加えた「新型コロナウイルスに関する問題」にも高い関心が示されています。



次のことがらについて、あなたはどのように考えますか？

質問した6問の中で、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」については、「差別ではない／問題ない」と思うが最も多くなっています。

「子の結婚相手の親類に刑を終えて社会に更生した人がいるため、結婚を反対」については、「差別だ／問題があると思う」が最も少なくなっています。

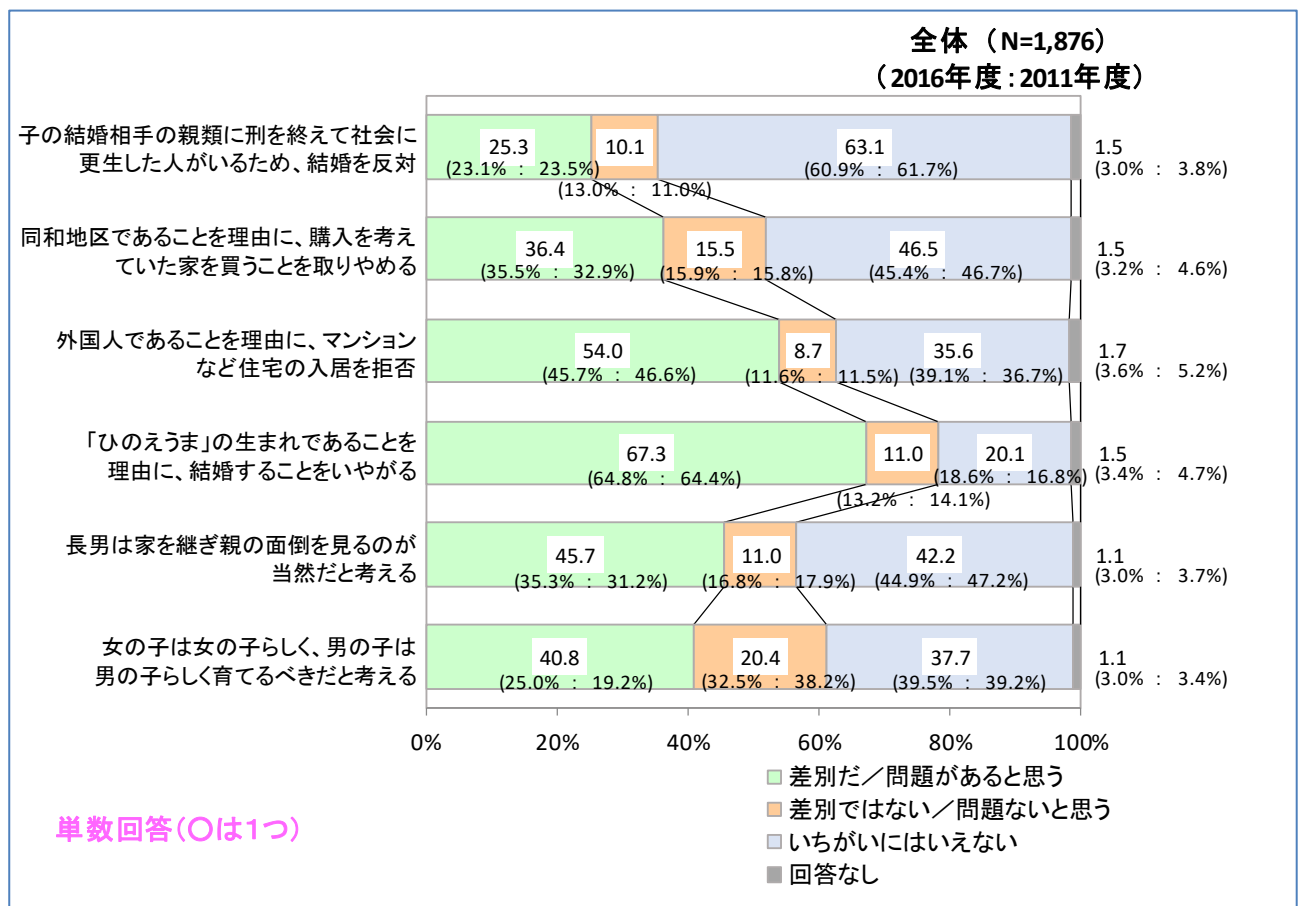
また、「同和地区であることを理由に、購入を考えていた家を買うことを取りやめる」については、半数近くが「いちがいいはいえない」と回答しています。

前回（平成28（2016）年）調査と比較すると、ほとんど傾向は変わりませんが、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てる」では、「差別だ／問題があると思う」が約15%増加し、逆に「差別ではない／問題ないと思う」が減少している点が注意を引きます。

〔慣習的“社会意識”について〕

日本の社会では、結婚、住宅の購入、外国人の入居、風習への対応、家の相続と親の扶養あるいは伝統的な性差意識による子どもの育て方などに関係して、私たちの判断や行動に影響を与えている慣習的・一般的な“社会意識”が根強く存在しています。

結果によっては、それが差別や人権問題に発展する可能性を持っている場合があります。

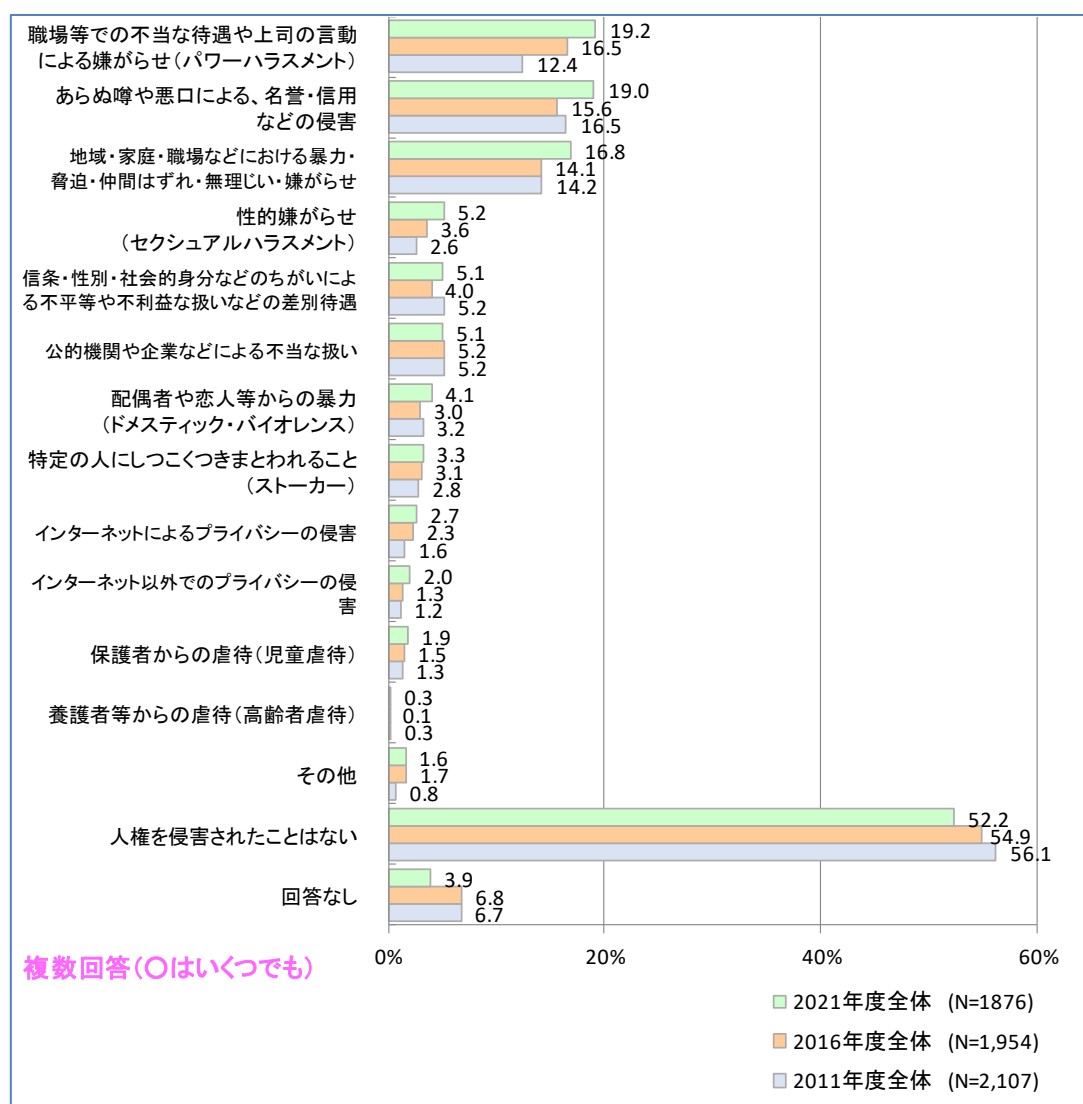


あなたは、これまでに人権を侵害されたことがありますか？

- ◆「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ（パワーハラスメント）」19.2%
 - ◆「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用などの侵害」19.0%
 - ◆「地域・家庭・職場などにおける暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」16.8%
- が、ワースト3となっています。

「配偶者や恋人等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）」（4.1%）など、一見小さい割合のようですが、福岡県の有権者423万人を母集団とする調査ですから、統計上は県内で17万人前後が、DVの被害を受けたことになります。

前回（平成28（2016）年）調査と比べると、「人権を侵害されたことはない」及び「回答なし」の割合はやや少なくなっていますが、傾向そのものはほとんど変わりません。

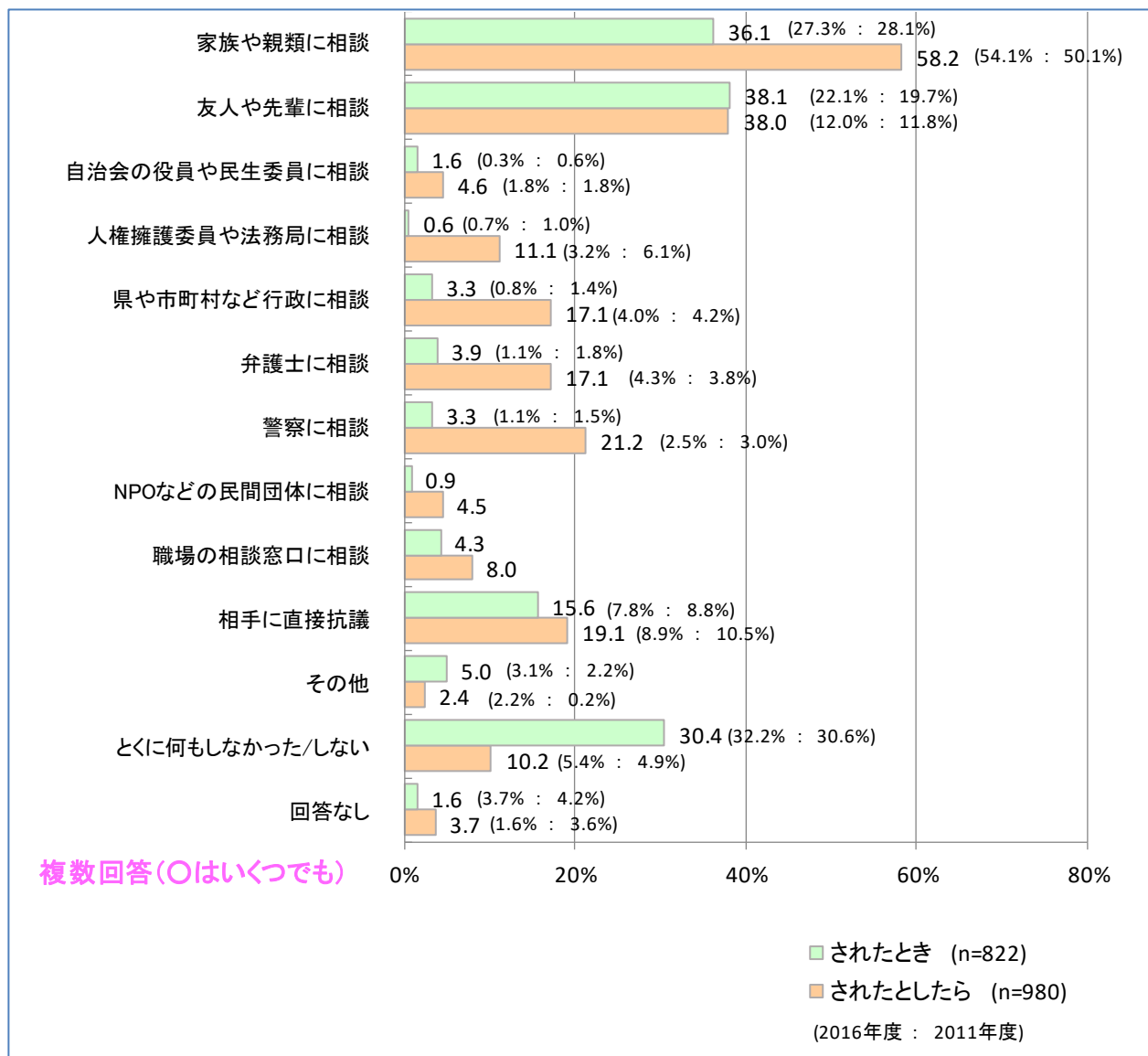


あなたが人権を侵害されたとき、どうしましたか（しますか）？

30.4%は「とくに何もしなかった」と答えており、「友人や先輩に相談」（38.1%）、「家族や親類に相談」（36.1%）が多く、「弁護士」や「警察」、「県や市町村」に相談したなどはごくわずかです。

また、「人権を侵害されたことはない」と回答した人に対しても、どう対応するかを聞いたところ、「家族や親類に相談」が58.2%で第1位となっています。

※前回（平成28（2016）年）調査は、「まず一番にどうしたか（するか）」を聞いていますが、本調査は複数回答としています。



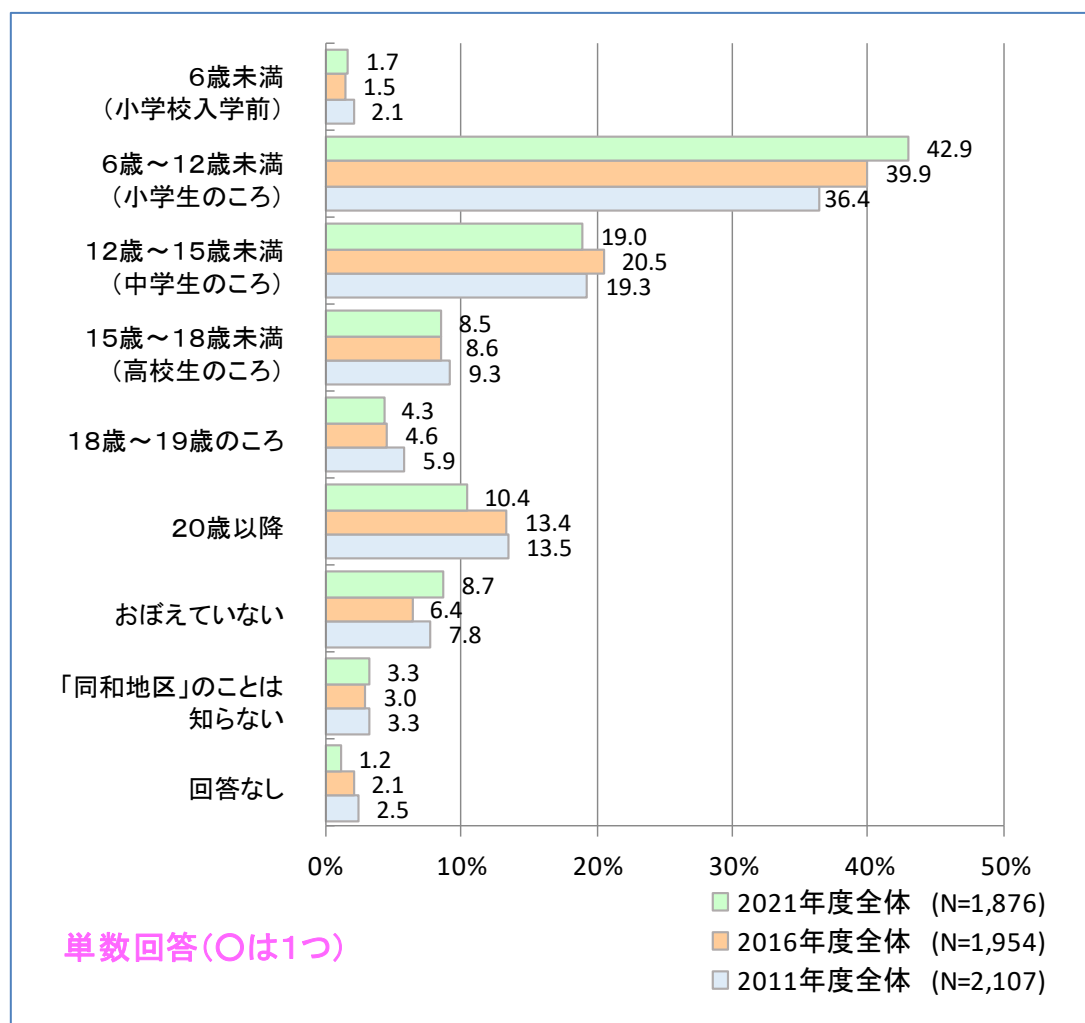
2 同和問題

日本の社会に、「被差別階級」や「同和地区」などと呼ばれ「差別」を受けている地区があることを、あなたがはじめて知ったのはいつ頃ですか？

「6歳～12歳未満（小学生のころ）」が42.9%で最も多く、「12歳～15歳未満（中学生のころ）」の19.0%を合わせると、義務教育修了までに認知したものは63.6%を占めます。

他方、「15歳～18歳未満（高校生のころ）」、「18歳～19歳のころ」、「20歳以降」などが合計で2割強あり、3.3%が「“同和地区”のことは知らない」と答えています。

「同和地区」や「同和問題」の認知時期については、これまでの調査でも聞いていますが、傾向そのものはほとんど変わりません。

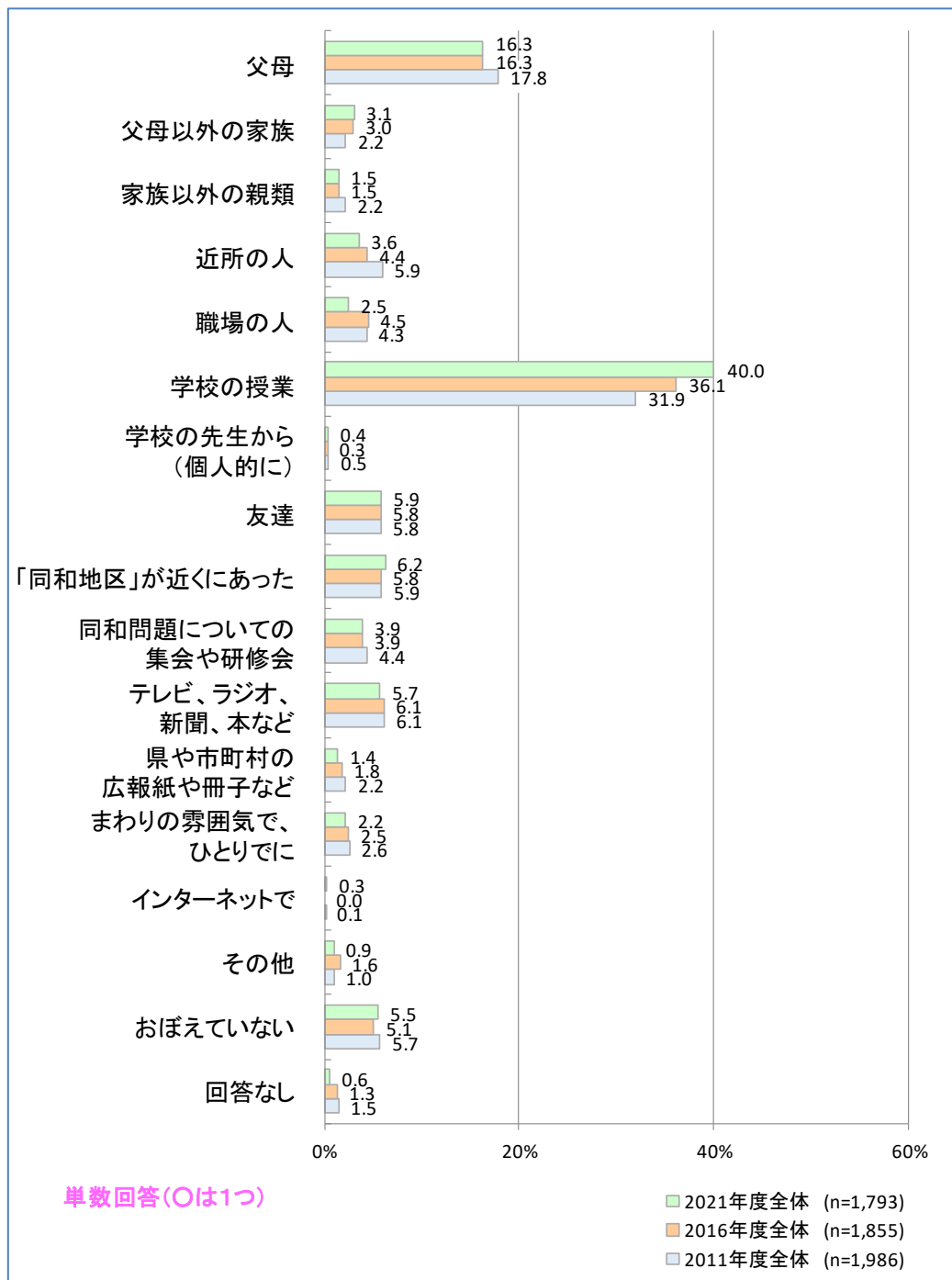


「同和地区」があることをはじめて知ったのは何によってですか？

「学校の授業で」が40.0%で最も多くなっています。家族や親類からなど身近な人からや、「同和地区が近くにあった」などを合計すると、約4割が日常生活の中で認知したことになります。

他方、「テレビ、ラジオ、新聞、本など」、「同和问题についての集会や研修会など」、「県や市町村の広報紙や冊子など」の啓発活動等によって認知したものは11.0%にとどまっています。

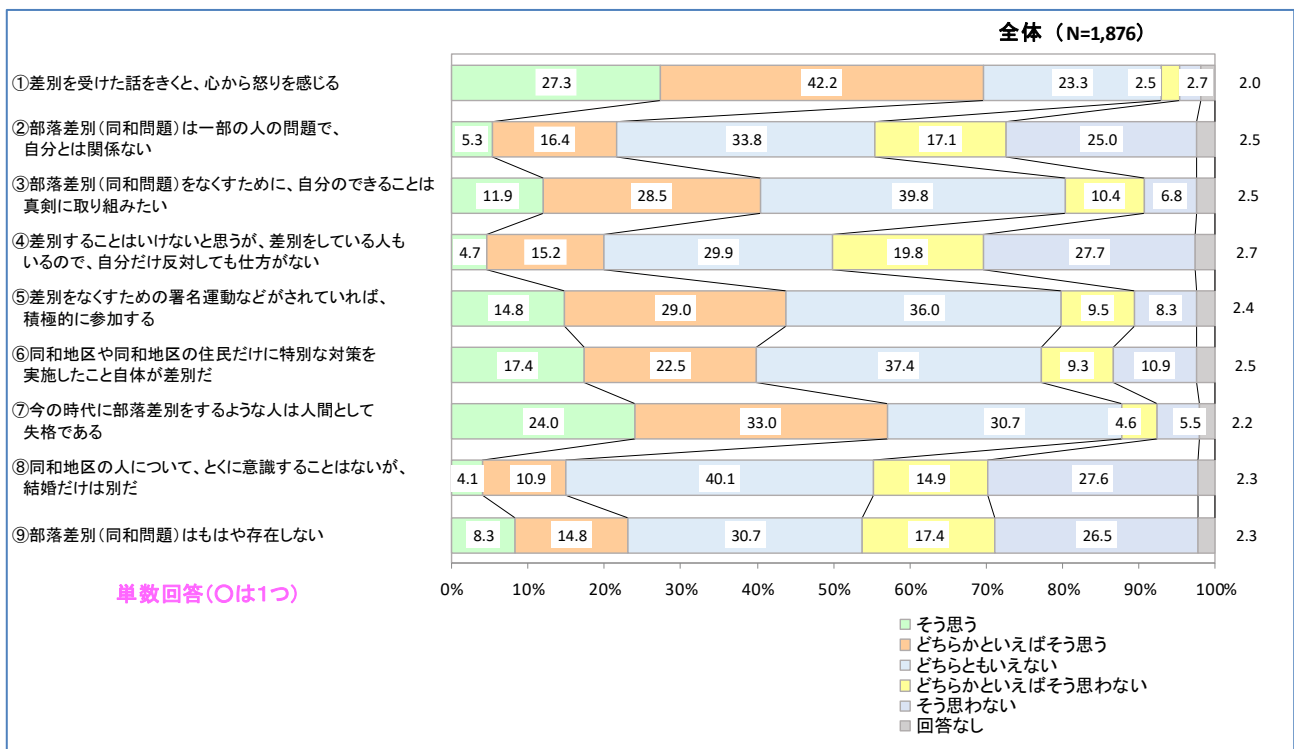
「同和地区」を知ったきっかけについては、これまでの調査でも聞いていますが、学校における人権・同和教育の取組の推進によって、40.0%まで上昇しています。



部落差別（同和問題）について、あなたの考えに最も近いものをお答えください。

部落差別（同和問題）について、「怒りを感じる」、「人間として失格である」という差別に反対する立場の意見①⑦については、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が57%を超えている一方、「同和問題の解決に何らかの形で参加／行動したい」③⑤については、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が40%程度で、「どちらともいえない」が36.0%～39.8%を占めています。署名運動や、自分のできることは取り組みたいといった何らかの行動に一步踏み出すという点では、明確な回答を保留する傾向がみられます。

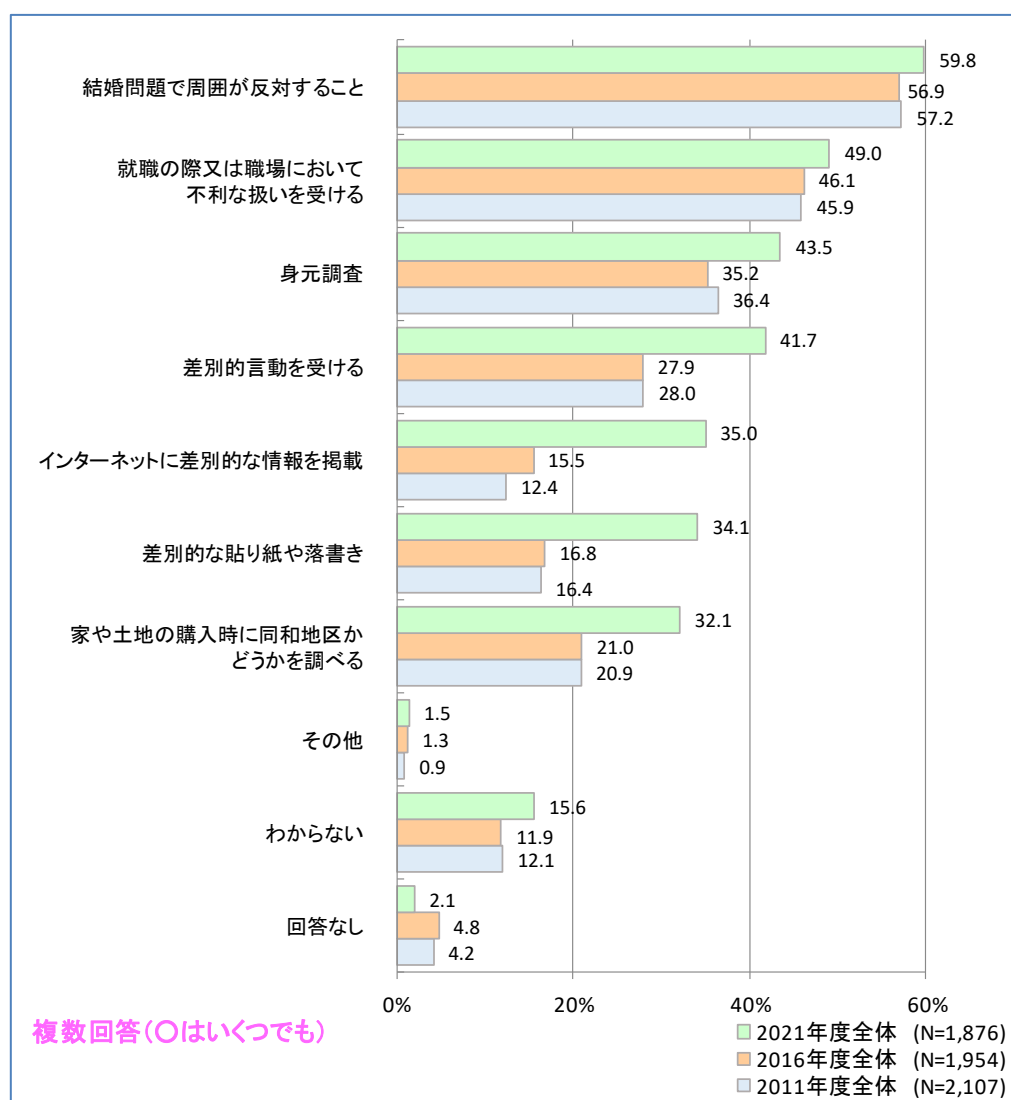
※前回（平成28（2016）年）調査では、「そう思う」、「どちらともいえない」、「そう思わない」の3択であったが、本調査では「そう思う」から「そう思わない」までの5択で聞いています。



部落差別（同和問題）に関して、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

第1位は「結婚問題で周囲が反対」の59.8%で、「就職の際又は職場において不利な扱いを受ける」や「身元調査」、「差別的言動」が続いています。「インターネットに差別的な情報を掲載」、「差別的な貼り紙や落書き」、「家や土地の購入時に同和地区かどうかを調べる」も3割以上あげられています。

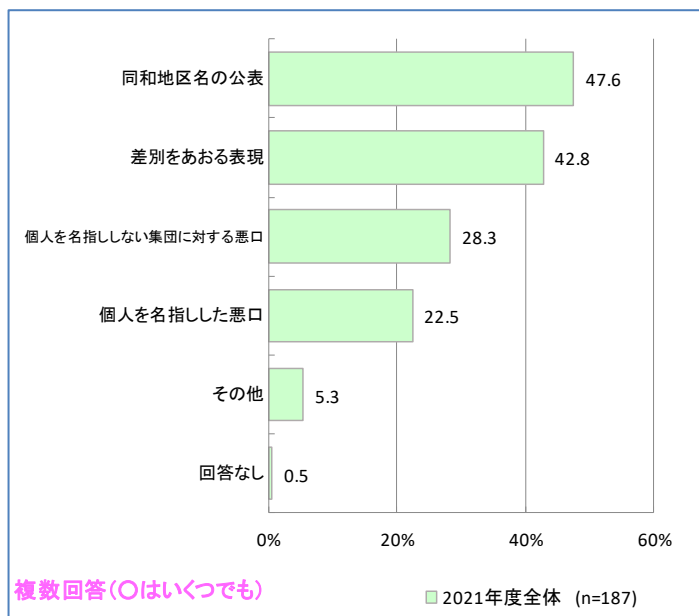
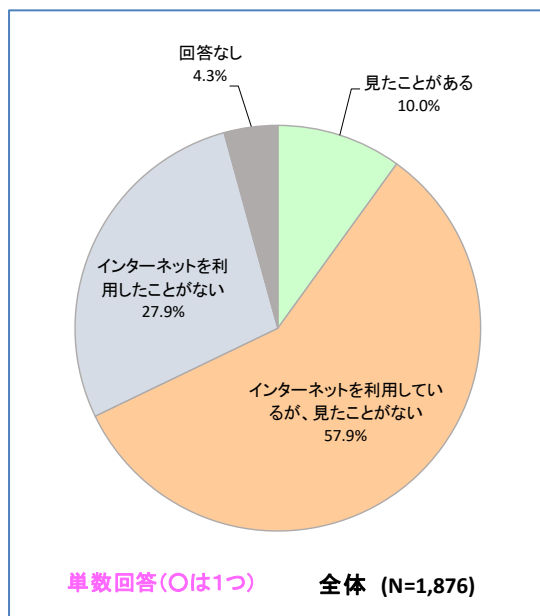
前回（平成28（2016）年）調査と比べると、どの事項についても「人権が尊重されていない」と指摘した人の割合は高くなっていますが、「わからない」が増えていることには注意が必要です。



あなたは部落差別の問題に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがありますか？ また、どのような内容のものを見ましたか？ ※新規設問

全体の57.9%は「インターネットを利用しているが、見たことがない」としており、27.9%は「インターネットを利用したことがない」としており、「見たことがある」は10.0%によりあげられています。

「見たことがある」としたもののうち、「同和地区名の公表」が47.6%あげられているが、「差別をあおる表現」も42.8%あり、「個人を名指ししない集団に対する悪口」、「個人を名指しした悪口」も2割以上あげられています。

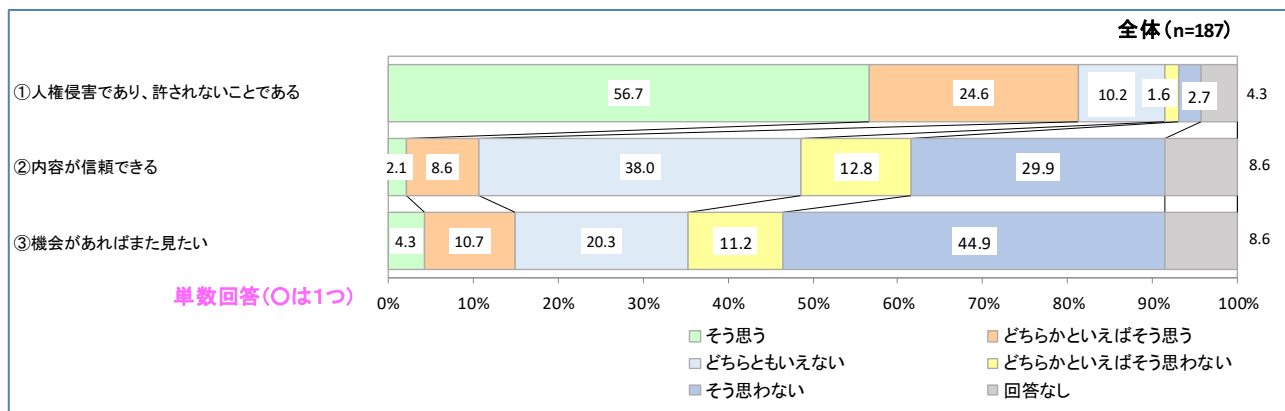


インターネット上で人権侵害事例を目にして、あなたはどう思いましたか？ ※新規設問

「見たことがある」としたもののうち、「人権侵害であり、許されないことである」については、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」が8割を占めています。

「内容が信頼できる」については、「どちらともいえない」が4割弱を占めています。

「機会があればまた見たい」については、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」が56.1%となっており、どちらともいえないも20.3%と比較的少なくなっています。

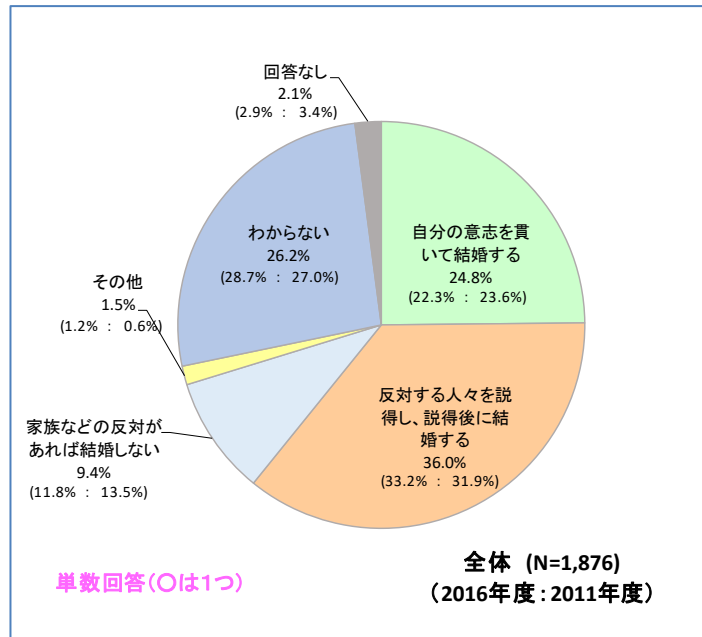


あなたが同和地区の人と結婚しようとしたときに、家族や親類から反対された場合、あなたは
どうしますか？

「自分の意志を貫いて結婚する」
24.8%、「反対する人々を説得し、説得
後に結婚する」36.0%で、これらの合計
は6割を超えます。

これに対して「家族などの反対があれ
ば結婚しない」は9.4%にとどまってい
ますが、全体の4分の1強が「わから
ない」と答えていることが注意を引きま
す。

前回（平成28（2016）年）調査と比べ
ると、「自分の意志を貫いて結婚」、「反
対する人を説得し、説得後に結婚」がわ
ずかずつですが増えています。



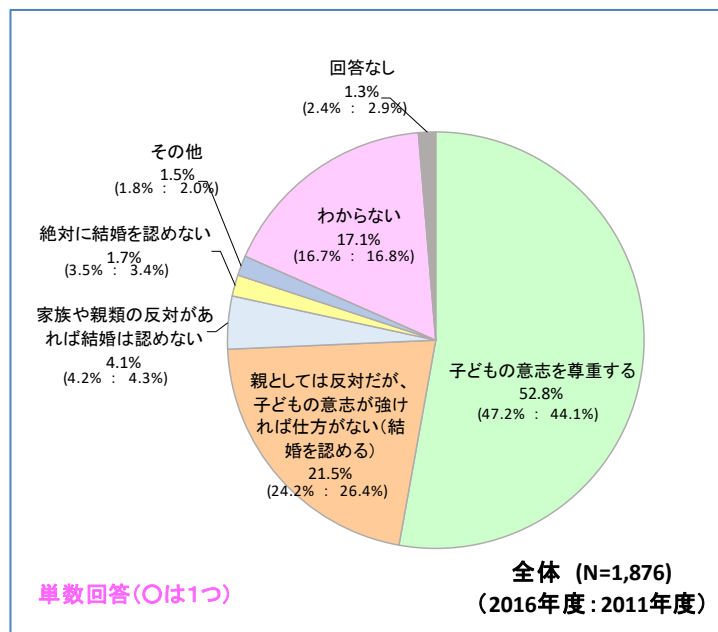
あなたのお子さんが同和地区の人と結婚しようとしたとき、あなたはどうしますか？

「子どもの意志を尊重する」52.8%の
ほか、「親としては反対だが、子どもの
意志が強ければ仕方がない」が21.5%あ
り、最終的には74.3%が結婚を認めると
しています。

「家族や親類の反対があれば結婚は
認めない」や「絶対に結婚を認めない」
などは5%以下となっていますが、「わ
からない」・「回答なし」が2割弱あり
ます。

回答者の性別や年齢別、あるいは職業
別などによって傾向が多少とも異なっ
ています。

前回（平成28（2016）年）調査と比べ
ると、結婚を認める態度を示した割合は
5%程度多くなっています。

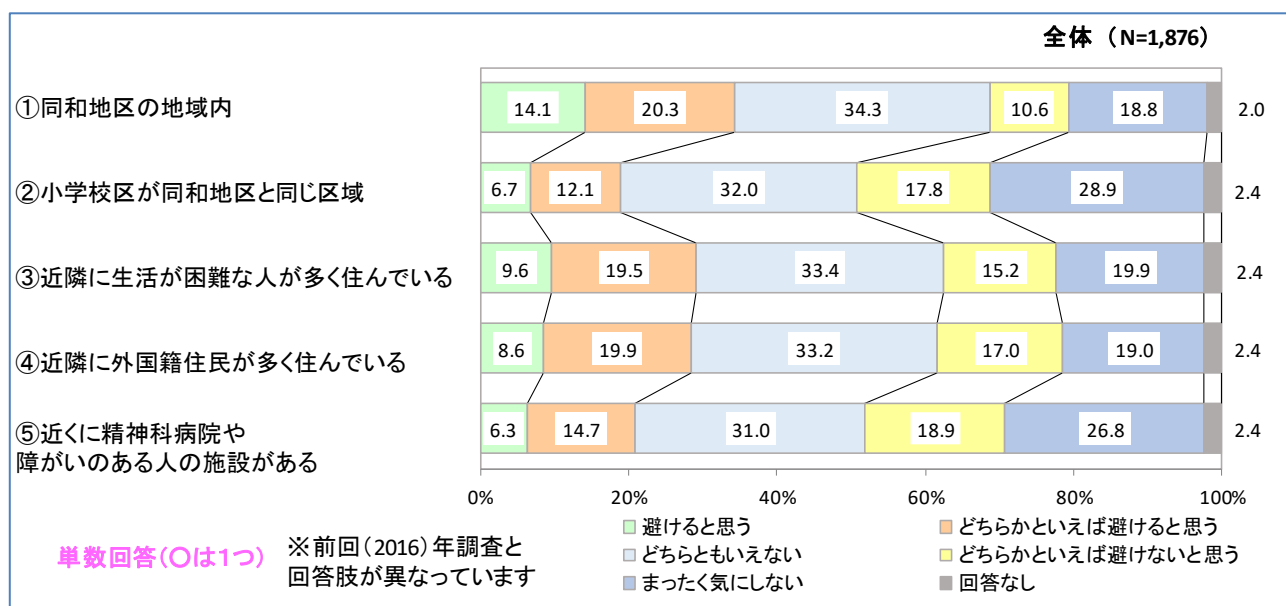


住宅を選ぶ際に、同和地区や外国籍住民が多く住んでいる地区などを避けることがあると思いますか？

「同和地区の地域内」についての忌避意識を聞いたところ、「避けると思う」が14.1%で、「どちらかといえば避けると思う」20.3%を合わせると34.4%となっており、他の項目より強い忌避意識を示しています。

これに「近隣に生活が困難な人が多く住んでいる」29.1%、「近隣に外国籍住民が多く住んでいる」28.5%、「近くに精神科病院や障がいのある人の施設がある」21.0%が続いています。

「小学校区が同和地区と同じ区域」は18.8%ですが、それでも2割弱は忌避意識を示しています。

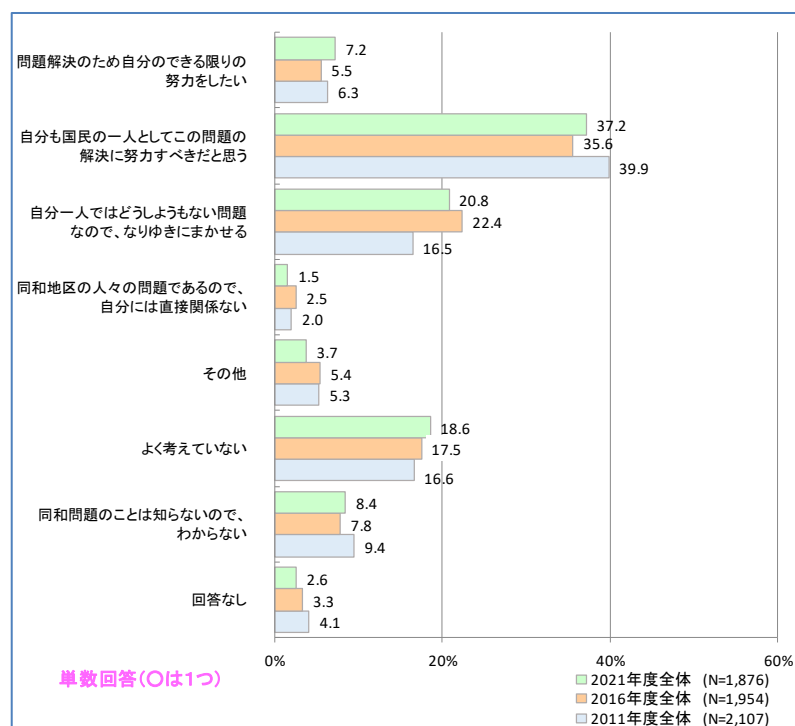


部落差別(同和問題)の解消に向けたあなたの考えとして最も近いものは次のどれですか？

「自分のできる限りの努力」、「国民の一人としてこの問題の解決に努力」といった同和問題の解決に積極的な態度の人が全体の44.4%を占めています。

これに対して、「なりゆきにまかせる」とか、「自分には直接関係ない」などと消極的な態度の人は、22.3%となっています。

前回(平成28(2016)年)調査と比べると、傾向そのものはほとんど変わりません。

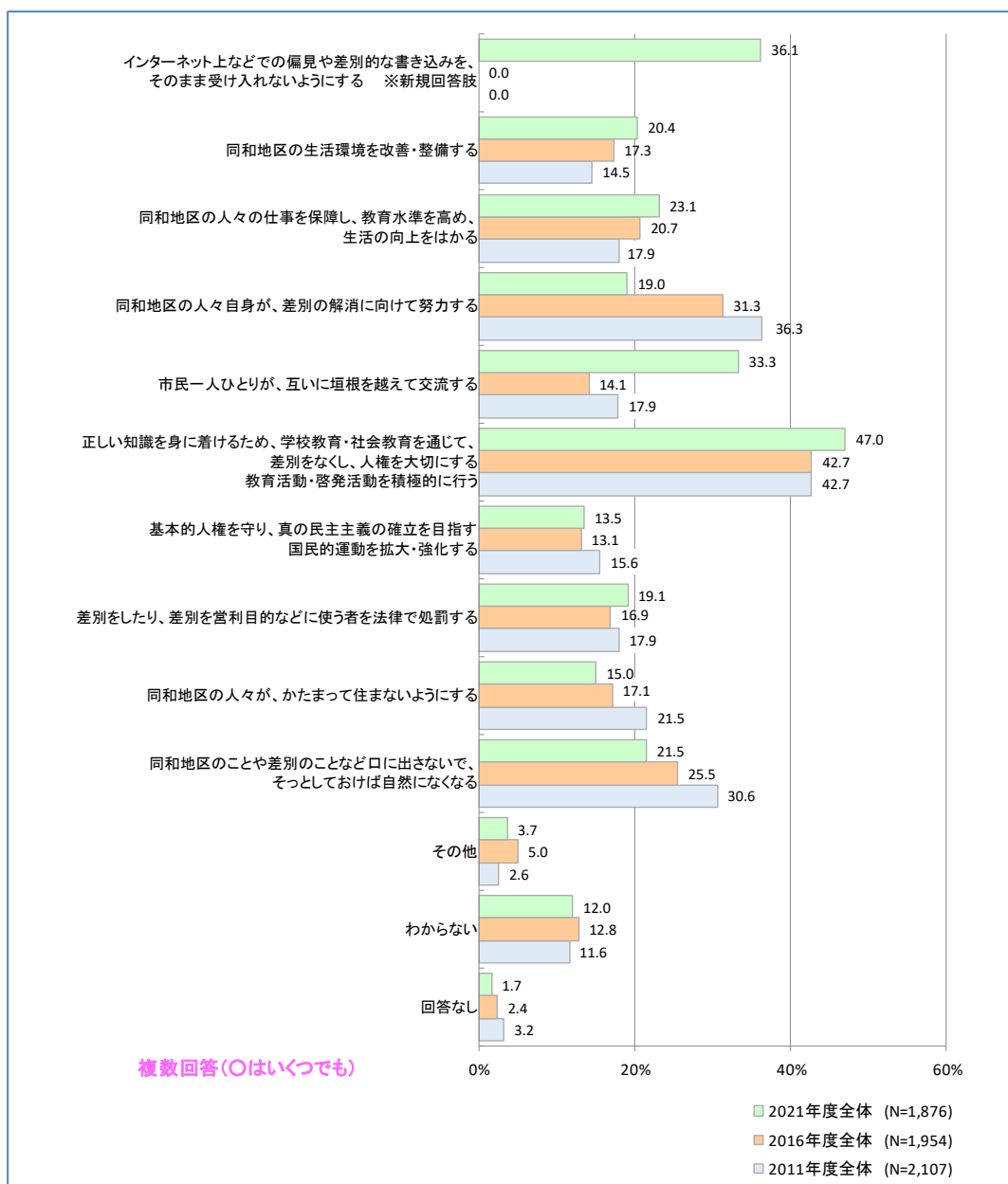


部落差別（同和問題）を解消するには、どうしたらよいと考えますか？

最も多かったのは、「人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」の47.0%で、「インターネット上などでの偏見や差別的な書き込みを、そのまま受け入れないようにする」が36.1%で続いています。

これに対して、21.5%が「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」とし、15.0%が「同和地区の人々が、かたまって住まないようにする」と答えています。

前回（平成28（2016）年）調査を含め過去の調査結果と比較すると、全体としての傾向はほとんど同じですが、「人権を大切にする教育活動・啓発活動を積極的に行う」や「同和地区の生活環境を改善・整備する」などは多少とも増えている一方で、消極的な意見である「同和地区のことや差別のことなど口に出さないで、そっとしておけば自然になくなる」とか「同和地区の人々が、かたまって住まないようにする」などについては、減少傾向にあることが注目されます。



コ・ラ・ム

コミュニティと人権～ご近所パーティをやりませんか！～

奈良教育大学名誉教授 中川喜代子

日本社会は、2011年3月11日の東日本大震災が見せつけた過酷な現実から、人間社会を形成するための3つの本質を学びました。すなわち、まず第1に、人間社会を形成するための価値体系の最上位には、人間の命が位置づけられねばならないという真理。人間社会を形成する上で最も重要な価値は人間の生命であるという「生命意識」です。第2に、人間が生きるということは、「共」にするものだという真理。人間の「生」は「共に」するものだという「共生意識」で、①人間と人間との「生」を「共に」する「共生意識」と、②人間と生きとし生ける自然とが「生」を「共に」する「共生意識」という2つのレベルから構成されています。そして、第3に、人間の社会に生ずる共同の不幸や共同の困難に対して、その解決に（傍観者としてではなく）社会の構成員として参加しなければならないという「参加意識」です。この3つの「意識」は、人権(Human Rights)の原点です。

“人権文化を育むまちづくり”とは、この3つの意識にもとづいて、自分たちが生を共にするこの国を安全で豊かで快適な社会の建設へと踏み出す確かな一歩なのです。地震をはじめ災害の国：日本を象徴するような集中豪雨による河川氾濫・山崩れなどによって各地で尊い人命が失われています。ご近所同士が声を掛け合って、お年寄りや幼い子どもたちの安全を守ろうというコミュニティ復活の必要性を痛感している人びとも少なくないでしょう。大都市に象徴的ですが、年々増加している孤独死する人の問題も深刻です。①仲間がいない、②近隣との関わり合いがない、③近所の人と挨拶もしないなど社会から孤立しているために近所からの通報もなく発見が遅れる事例が多いのです。

「良い死を迎えるためにはよい生活を持つ」ことが必要です。

ところで、1999年、個人主義の典型ともいえるフランスのパリにおいて、17区で起きた老女の孤独死にショックを受けた区役所に勤める30歳の職員が、「みんなを外に連れ出そう！」と呼びかけ、同じマンションに住む人びとが飲み物や食べ物を持ち寄って中庭などで話し合う「隣人まつり」(Fete des Voisins)がスタートし、たちまち、フランスだけでなくヨーロッパを中心に34か国、1200以上の市民が参加するようになりました。きっかけは、「パリのど真ん中での孤独死」だったのです。



「隣人まつり」とは、ご近所さんが集まってお茶や食事をする事です。「準備がたいへん」「人を大勢集めないで!」、そんな心配をしないで、もっと気軽に集まってみようよという活動です。日本には「お花見」や「井戸端会議」など、昔からの隣人文化があります。「桜が咲いたから、集まろうか」「ひさしぶりだから、ちょっと話そうよ」。そこに、お隣さんとほどよい距離で、長くおつきあいする知恵がありました。そんな昔ながらの知恵を、今の暮らしにあったスタイルで見直そうというのが「隣人まつり」です。場所は近所の公園やマンションの中庭、身近なオープンスペースで（地域に集会場があれば最高!）人数が少なくても、途中から参加する人や帰る人がいてもいいんです。明日から「おはよう」とあいさつできる人が、ご近所にひとりでも増えたら、素敵なことだと思いませんか？もし、お宅に、ジュースでも、スナック菓子でも、なにか到来物の美味しいものや、余っているものがあれば、なんでも持ち寄って。さびしいおひとりさんも引っ張り出して、みなさんとお話しながらおつまみできるもの大歓迎！私が提案しているのは、そのような催しの情報を知らない人、地域で孤立している人びとも誘い出して、より身近な近隣でほとんど手間をかけず無料で、もっと気楽に参加できるご近所パーティのことなのです。

同じものをいっしょに食べることによって、共に生きようとする実感がわいてくる。それが信頼する気持ち、共に歩もうとする気持ちを生み出すのだと思います。私は尼崎市のある地域で、七輪を囲んで、持ち寄った材料を揚げながらの天ぷらパーティを実施し、大好評でした。「世界のワインを楽しむ会」が長年開催されている地域もあります。「同じ釜の飯を食う」とか「火を囲みともに食べる」体験を企画されることを他都市でも提唱しています。その際、大切なことは、＜よい垣根はよい隣人をつくる＞Good fence makes a good neighborhoodということわざをお忘れなく。現代人らしくスマートに、オシャレに展開されますように。

【注1】現在は、コロナ禍のため、「ともに飲食する」ことの自粛を求められています。が、コロナ感染の問題が落ち着きましたら、ぜひ企画してください。

【注2】コミュニティとは、社会的には、アソシエーションとの対比で、＜地域性＞と、そこに住む人びと、人びとの間に生まれてくるくわれわれ意識＞を規定しているが、ここでは、下記の新しい定義を提示します。

- ① さまざまな意味での異質・多様性を認め合って、相互に折り合いをつけながら築いていく洗練された新しい共同生活のルール。
- ② 地域で共通に直面する、個人では処理できないニーズを解決するためにとり結ぶ社会関係でつくられた社会こそコミュニティです。



3 女性の人権

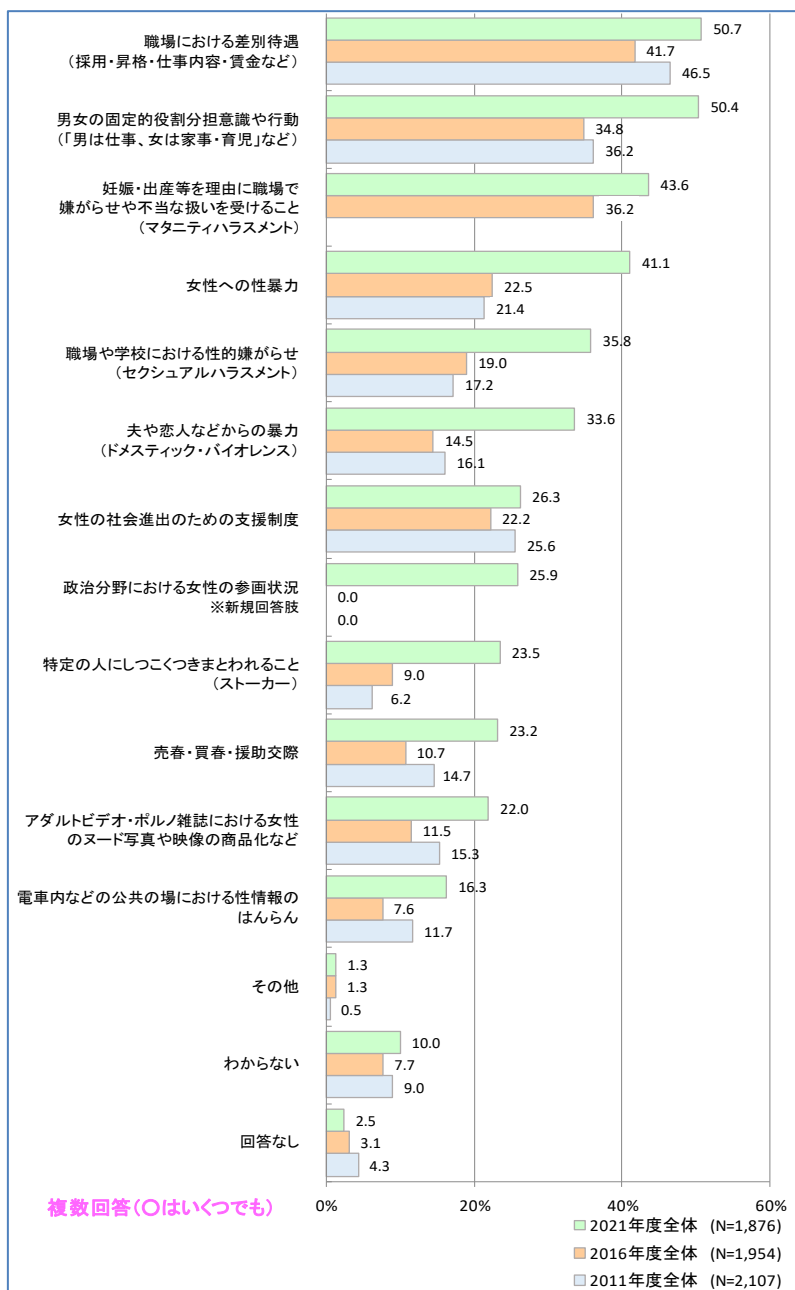
日本社会で女性の人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

- ◆「職場における差別待遇（採用・昇格・仕事内容・賃金など）」50.7%
- ◆「男女の固定的役割分担意識や行動（「男は仕事、女は家事・育児」など）」50.4%
- ◆「妊娠・出産等を理由に職場で嫌がらせや不当な扱いを受けること（マタニティハラスメント）」43.6%が、ワースト3です。

「女性への性暴力」、「職場や学校における性的嫌がらせ（セクシュアルハラスメント）」、「夫や恋人などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）」などもまわってあげられています。

本調査で回答肢として新たに設けた、「政治分野における女性の参画状況」については、25.9%あげられています。

前回（平成28（2016）年）と比べると、ほとんどの事項について、人権が尊重されていないと指摘した割合は大きくなっており、以降のさまざまな人権問題についても同じ傾向を示しています。



■各分野における女性の社会参画状況

▽ 議会議員、事業所管理職、自治会長等の女性比率は以下のとおりです。

(各分野の女性比率)

衆議院議員	9.7% (※1)	事業所管理職 (県内)	17.3% (※3)
都道府県議会 (全国)	11.5% (※2)	自治会長 (県内)	9.7% (※4)
市区町村議会 (全国)	14.8% (※2)	農業委員 (県内)	13.0% (※5)

※1:総務省衆議院議員総選挙結果調 (令和3 (2021) 年10月)
 ※2:総務省地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別
 人員調等 (令和2 (2020) 年12月)

※3:総務省就業構造基本調査 (平成29 (2017) 年10月)
 ※4:福岡県男女共同参画推進課調べ (令和3 (2021) 年4月)
 ※5:福岡県水田農業振興課調べ (令和3 (2021) 年3月)

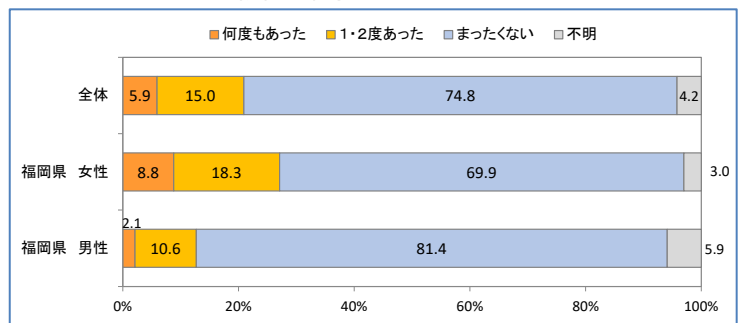
■DV被害の経験、配偶者暴力相談件数

▽ 福岡県におけるDV (配偶者や交際相手からの暴力) について、身体的、精神的、性的暴力のいずれかを1つでも受けた経験がある女性は、27.1%となっており、男性の被害経験 (12.7%) の約2倍となっています。

▽ 県内の配偶者暴力支援センターで受けた相談件数 (令和2 (2020) 年度) は2,204件で、全国件数が増加傾向にある一方で、福岡県では横ばい状態となっています。

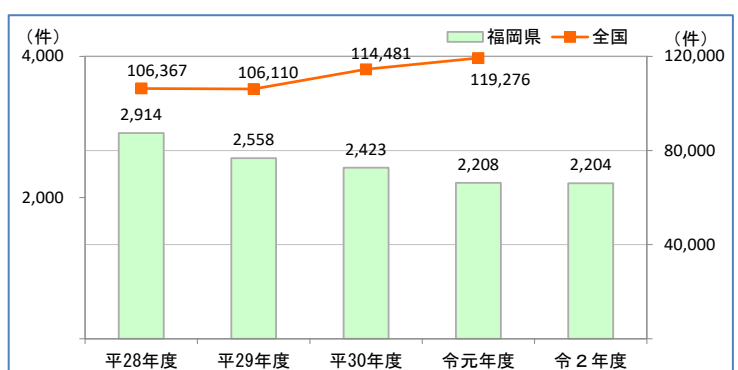
▽ 子どもの見ている前で夫婦間で暴力を振るうこと (面前DV) は、子どもへの心理的虐待にあたります。

(DV被害の経験)



出典: 福岡県男女共同参画社会に向けての意識調査 (令和元年度)

(配偶者暴力相談件数)



出典: 内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

【福岡県の取組】

○ 第5次福岡県男女共同参画計画の策定

県民一人ひとりが生きがいを持ち、いきいきと生活できる福岡県を築いていくためには、誰もが人権を尊重され、社会のあらゆる分野で自分に合った生き方を選択し、個人として持つ能力を十分に発揮できるジェンダー平等・男女共同参画社会の実現が重要です。

県では、「第5次福岡県男女共同参画計画」（計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）を策定し、総合的・計画的に取組を推進しています。

（第5次福岡県男女共同参画計画の目標）

- 柱1 男女がともに活躍できる社会の実現
- 柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現
- 柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、犯罪となる行為をも含むものです。

県では、県内10か所に配偶者暴力相談支援センターを設置し、暴力被害の相談に応じています。また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に集中的な広報啓発活動を行い、「配偶者や交際相手からの暴力」についての正しい理解を促進しています。

人権のバイブルといわれる『世界人権宣言』第2条の＜人種・性・門地などによるさまざまな差別の禁止（平等に社会に参加し、公平に処遇される）＞という理念を国際条約として、各国政府に義務付けた『女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約』。

わが国においても昭和60（1985）年に『男女雇用機会均等法』、平成11（1999）年に『男女共同参画社会基本法』、平成27（2015）年に『女性の職業生活における活躍推進に関する法律』、さらに平成30（2018）年に『政治分野における男女共同参画の推進に関する法律』が制定され、男女平等の実現に向けた取組が進められています。

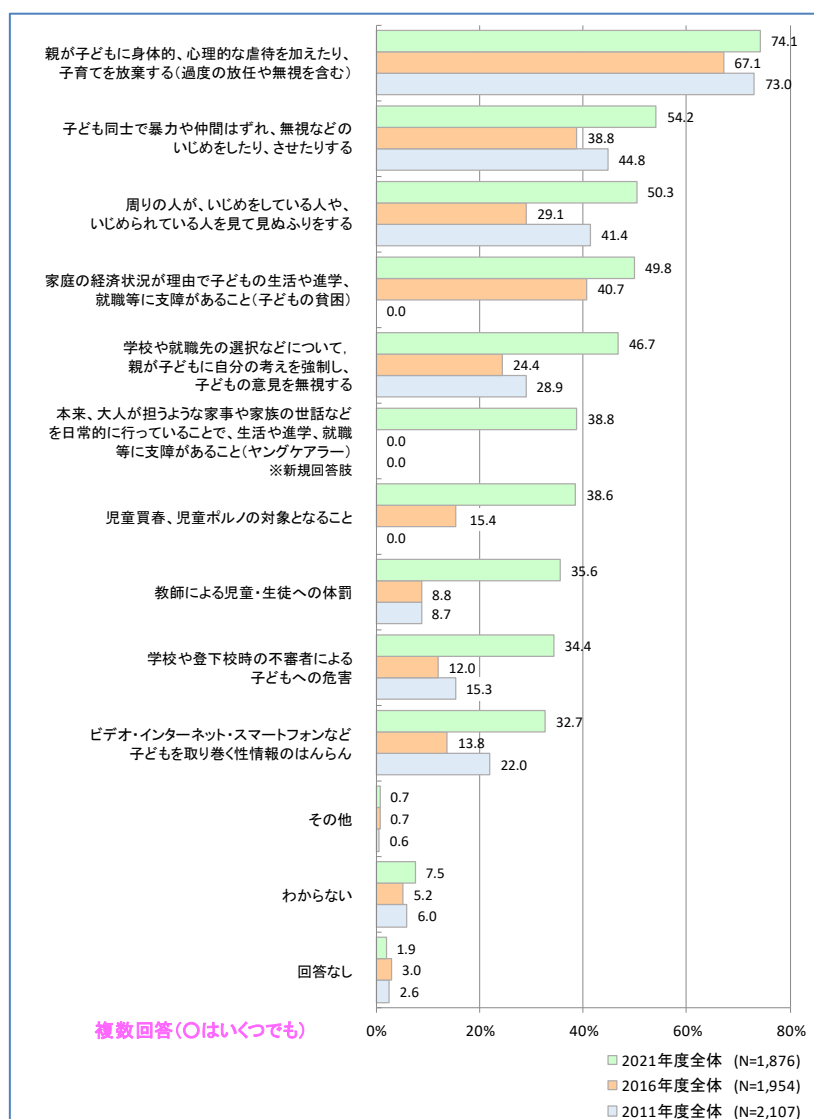
4 子どもの人権

子どもの人権に関することから、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

「親が子どもに身体的、心理的な虐待を加えたり、子育てを放棄する」いわゆる＜子どもの虐待＞が、全体の74.1%に達しており、最も高い割合となっています。

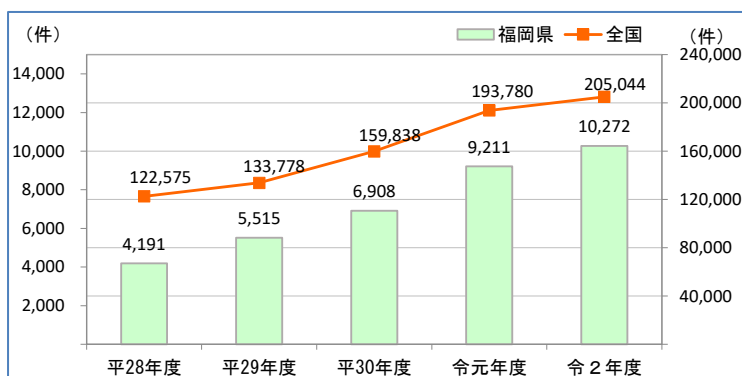
第2位は「子ども同士でいじめをしたり、させたりする」の54.2%で、「周りの人が、いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」、「家庭の経済状況が理由で子どもの生活や進学、就職等に支障があること」、「学校や就職先の選択などについて、親が子どもに自分の考えを強制する」などが続いています。

本調査で回答肢として新たに設けた、「ヤングケアラー」に関する問題については、38.8%となっています。



■児童虐待相談対応件数

▽ 福岡県（両政令市を含む）における児童虐待相談対応件数は、令和2（2020）年度は10,272件で増加傾向にあります。



【福岡県の取組】

県では、平成28（2016）年の児童福祉法改正から令和3（2021）年度までに6つの児童相談所の児童福祉司を73名から113名に大幅に増員するとともに、保健師5名、警察官4名、弁護士2名を配置するなど、体制強化を図ってきました。

令和3（2021）年4月には、虐待の早期発見、早期対応を図るため、「子どもの安全確認チェックリスト」と「緊急度アセスメントシート」を策定し、虐待疑いなどの事案の緊急度や外傷等の重症度を把握するための取組を始めました。これを児童相談所と市町村で連携を強化し的確に運用するため、乳幼児健診未受診者への対処など具体的なケースを想定した研修を、児童相談所ごとに市町村の虐待担当職員と合同で行っています。また、立入調査を躊躇なく行い、児童の安全を確保するために、警察との合同実地研修などを実施し、児童福祉司全体の専門性の向上に取り組んでいます。

また、福岡児童相談所一時保護所の個室化工事や一時保護所を併設した京築児童相談所の移転新築に着手するなど施設機能の強化も進めています。

これからも、子どもが虐待を受けることなく安心して暮らせる社会づくりを進めるため、児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、再発防止にいたるまでの切れ目ない取組を実施します。

近年、都市化や核家族化による地域コミュニティの希薄化などにより、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変化し、特に、児童虐待が大きな社会問題となっています。このようななか、児童虐待の状況を受け、平成28（2016）年6月に施行された改正児童福祉法では、児童が権利の主体であること、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利があることが明記されました。

また、「しつけ」を名目とした児童虐待が後を絶たないことから、令和2（2020）年4月に施行された改正児童虐待防止法では、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他監護及び教育に必要な範囲を超える行為により児童を懲戒してはならないことが明記されました。

愛情に根ざしたしつけのつもりでも、親の行為が子どもに著しい痛みや苦しみを与えるものであれば、虐待となります。もし、子育てに悩んでいた、困っていたら、ひとりで抱え込まず、ご家族や友達など相談できる方に話してください。また、市町村の保健師や児童相談所に相談することもできます。

児童相談所では、虐待を受けている子どもや子育てに悩む保護者からのSOSをいち早くキャッチするため、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」にて、24時間365日、通話料無料で通告や相談を受け付けています。ダイヤルすると最寄りの児童相談所につながる仕組みです。連絡は匿名で行うことも可能で、連絡者や内容に関する秘密は守られます。

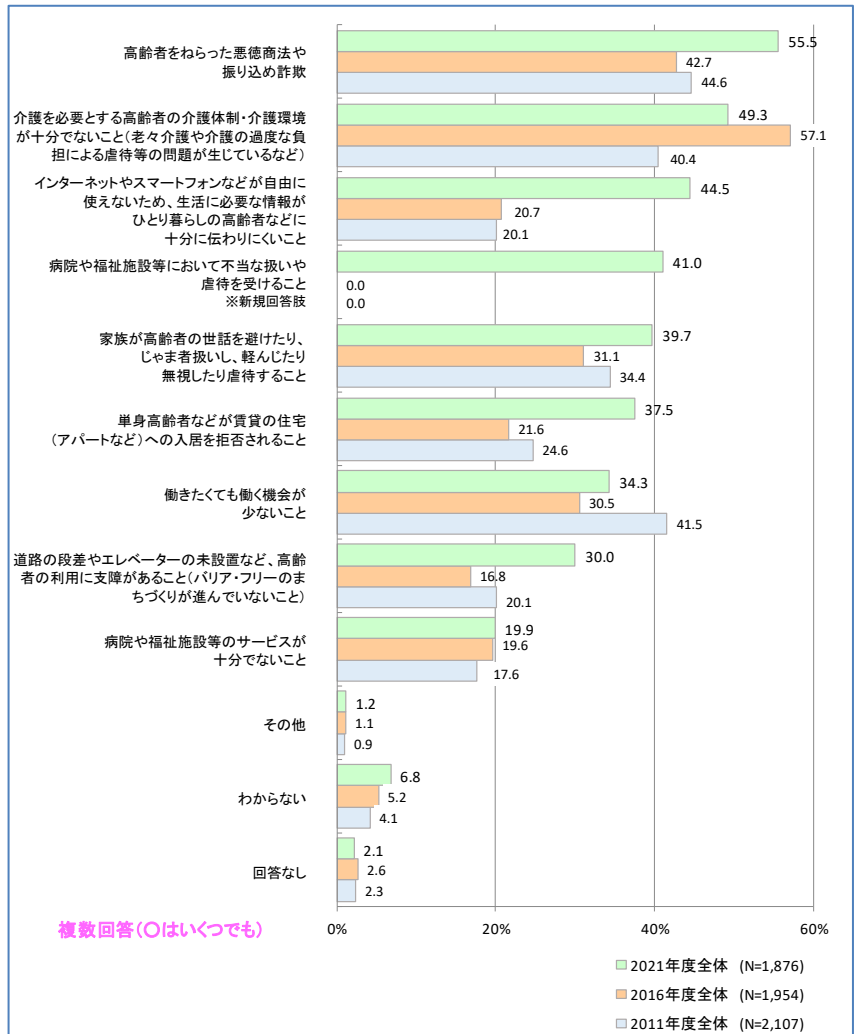
5 高齢者の人権

高齢者の人権に関することからで、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

- ◆「高齢者をねらった悪徳商法や振り込め詐欺」55.5%
- ◆「介護を必要とする高齢者の介護体制・介護環境が十分ではない」49.3%
- ◆「生活に必要な情報がひとり暮らしの高齢者などに十分に伝わりにくい」44.5%が、ワースト3です。

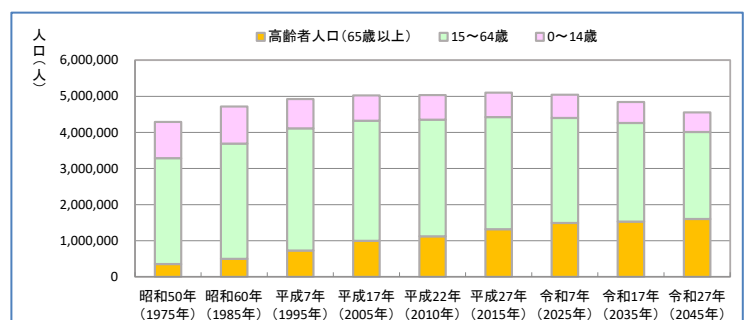
続けて、本調査で回答肢として新たに設けた、「病院や福祉施設において不当な扱いや虐待を受けること」が、41.0%あげられています。

前回（平成28（2016）年）調査と比べると、「悪徳商法」や「インターネットやスマートフォン」など時代の風潮の激しい変化を反映した事項が上位を占めています。



■福岡県の高齢者人口の推移

- ▽ 平成27(2015)年に132万人であった高齢者人口(65歳以上)が、令和7(2025)年には、149万人、令和27(2045)年には、160万人に増加すると予想されています。
- ▽ 高齢化率(全人口に占める高齢者の割合)は、平成27(2015)年25.9%でしたが、令和12(2030)年以降は30%を超えると予測されています。

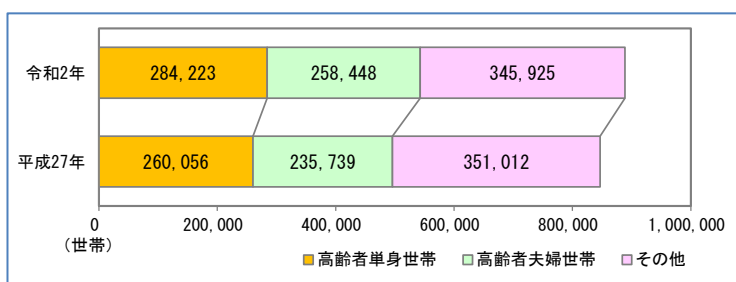


出典：平成27年までは国勢調査、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所の「都道府県別将来推計人口」（平成30年推計）の数値をもとに作成

■高齢者のいる世帯の推移

▽ 令和2（2020）年の高齢者世帯は約89万世帯（一般世帯の38.3％）となっており、このうち高齢者単身世帯は約28万世帯、高齢者夫婦世帯は約26万世帯となっています。

▽ 平成27（2015）年と比較すると、単身世帯は9.3％の増、夫婦世帯は9.6％の増となっています。



出典：令和2年国勢調査

【福岡県の取組】

福岡県では、高齢者保健福祉計画を3年ごとに策定して、県や市町村が目指すべき基本的な政策目標と、取り組むべき施策の方針を明らかにしています。

第9次福岡県保健福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）では、「高齢者がいきいきと活躍でき、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくり」を基本理念とした施策の方針を明らかにしています。

★生涯現役社会づくり

高齢者が年齢にかかわらず、職場や地域で活躍できる「生涯現役社会づくり」を進めます。

★地域包括ケアシステムの構築

①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援といったサービスを切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

★尊厳が尊重される社会づくり

高齢者が尊厳を尊重されながら地域で安心して生活できるよう、虐待防止対策や認知症高齢者を支える体制づくりを進めます。

★安全・安心な地域づくり

高齢者の日常的な安全対策として、交通安全、消費者保護、防犯対策等を進め、緊急時の安全対策として高齢者福祉施設等における防災対策などを進めます。

★サービスの確保

サービス供給体制の確保のため、介護基盤の計画的な整備を進めるとともに、社会福祉法人や医療法人、民間事業者等の幅広い参入を図ります。

★マンパワーの確保

人権を尊重した質の高いサービスを提供できる介護人材の確保・定着を図るため、参入促進、労働環境・処遇の改善及び質の向上に努めます。

少子高齢社会の進展、世界有数の長寿国として、高齢者単身世帯が大きな比率を占めつつあります。

この“無縁社会”化しつつあるわが国において、平成3（1991）年12月に採択された『高齢者のための国連原則』一自立・参加・ケア・自己実現・尊厳一に立ち返って、高齢者にとって安全で住みよい社会の実現のため、家族や地域社会の絆づくりに、何ができるかを一人ひとりが真剣に問い直したいものです。

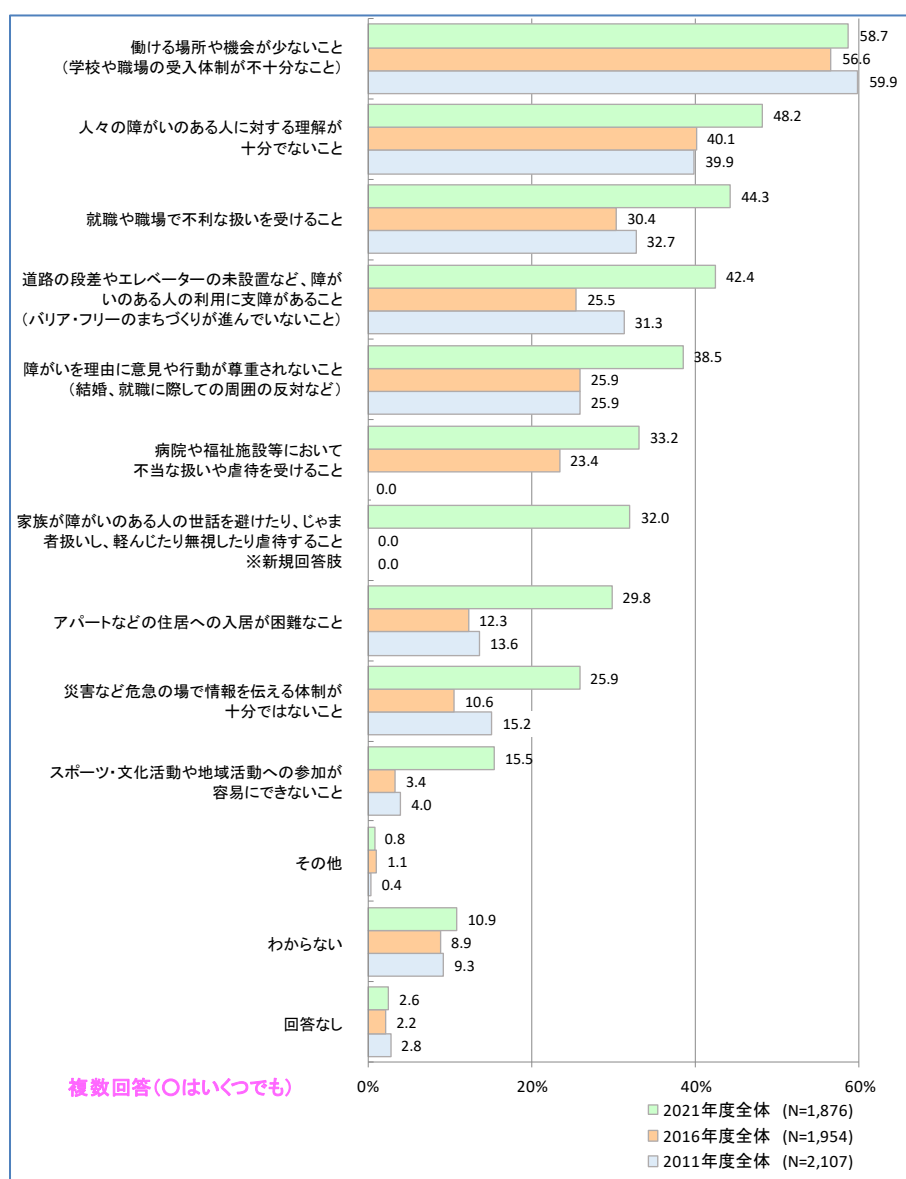
6 障がいのある人の人権

障がいのある人の人権に関することからで、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

全体の6割近くの人が「働ける場所や機会が少ない」をあげており、「人々の障がいのある人に対する理解が十分でない」や「就職や職場で不利な扱いを受ける」、「バリア・フリーのまちづくりが進んでいない」もそれぞれ4割以上あげられています。

「スポーツ・文化活動や地域活動への参加が容易にできない」は15%前後にとどまっています。

本調査で回答肢として新たに設けた、「家族が障がいのある人の世話を避けたり、じゃま者扱いし、軽んじたり無視したり虐待すること」については、32.0%あげられています。



【福岡県の取組】

福岡県では、障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

☆県内13か所に設置した「障害者就業・生活支援センター」において、障がいのある人の就業とそれに伴う生活を一体的に支援しています。

☆障がいのある人が作る商品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売や提供を通じた収入向上に取り組んでいます。

☆「バリアフリー法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」、「障害者差別解消法」、「福岡県障がい者差別解消条例」に基づき、すべての人が安心、安全に生活し、社会参加できる環境の整備を促進しています。

☆障がい及び障がいのある人について県民の一層の理解を促進するため、広報啓発活動の推進、福祉教育等の充実、権利擁護施策の推進を行っています。



「まごころ製品」を応援しよう



「まごころ製品」の販売を通じて得られた売上は、障がいのある人の収入に充てられ、自立した生活を送る上で役立てられます。

まごころ製品の情報サイト

・・・<http://magokoro-pr.com/>



通販サイト「まごころ製品ショップ」

・・・<http://www.magokoro-ichiba.jp/>



「まごころ製品」 芋焼酎「自立」

昭和56（1981）年の「国際障害者年」は、障がいのある人も人間としてかけがえのない存在であり（尊厳）、当たり前にも暮らせるように、社会こそが変わらなければならないと宣言しました。

その後、平成4（1992）年までの「国際障害者の10 年」をきっかけとして、わが国でも取組が徐々に進んできました。

近年、障がいのある人の権利擁護に向けた取組が進展し、我が国では平成19（2007）年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、「障害者基本法」の改正など国内法の整備を進めてきました。また、平成28（2016）年には「障害者基本法」に規定された、障がいを理由とする差別の禁止を具体化した「障害者差別解消法」が施行され、福岡県では、平成29（2017）年に「福岡県障がい者差別解消条例」を制定しました。

しかし、私たちの社会には、障がいのある人が住み慣れた地域で普通に生活することを妨げる障壁（バリア）が少なくありません。

また、障がいのある人に対する理解が十分でないために生じる偏見や差別の問題、災害発生時に避難に関する情報伝達やコミュニケーションにかかわるバリアなど、課題があります。

引き続き、障がいを理由とする差別の解消と合理的配慮の浸透に向けた取組が必要です。

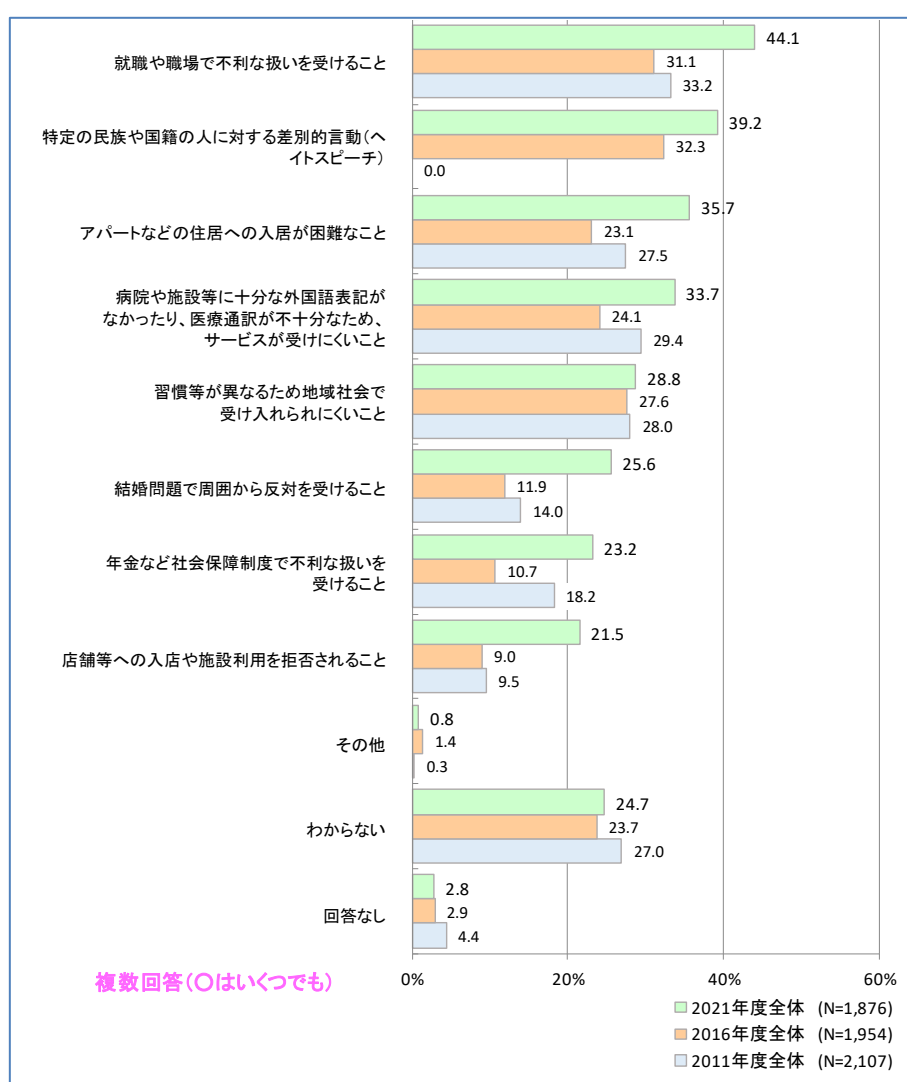
7

外国人や外国にルーツのある人の人権

日本に居住する外国人や外国にルーツのある人の人権に関することから、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

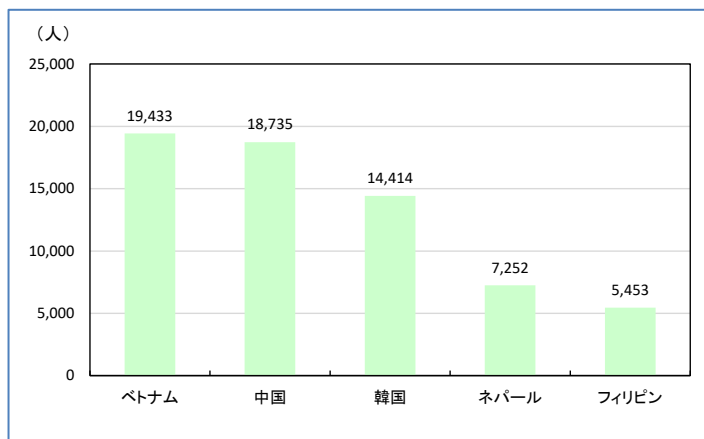
全体の24.7%が「わからない」とし、「回答なし」も2.8%ありますが、最も多いのは「就職や職場で不利な扱いを受けること」の44.1%で、「特定の民族や国籍の人に対する差別的言動（ヘイトスピーチ）」（39.2%）が続いています。

「アパートなどの住居への入居が困難」や「病院等に十分な外国語表記がなかったり、通訳が不十分なためサービスが受けにくい」についても3割以上あげられています。



■福岡県における外国人登録者数

▽ 福岡県における令和3(2021)年6月末現在の外国人登録者数は、79,206人で、平成28(2016)年に比べ、約30%増加しています。国籍別にみると、ベトナム、中国、韓国の順となっています。



出典：法務省「在留外国人統計（令和3（2021）年6月末）」

日本で暮らす外国人の数は、平成17（2005）年以降200万人を超えています。人・物・情報が地球規模で行き交う今日、地域や職場、学校など県民のみなさんの身近なところで、国籍や民族の異なる人びととの出会いや交流が見られるようになっていきます。

日常生活のなかで、日本語が話せない・よく理解できないために役所や学校からの必要な情報が届かなかったり、地域や職場、学校の中で孤立したり、外国人であることを理由に希望する住宅への入居を断られたり、病気になったときに医師に病状を適切に訴えられなかったりなど、さまざまな困難や不利益を感じている外国人も少なくありません。

多文化共生のまず第一歩として、身近なところで、それぞれのできる範囲で、日本語に不慣れな外国人とのコミュニケーションの機会を増やす努力をしたいものです。

8

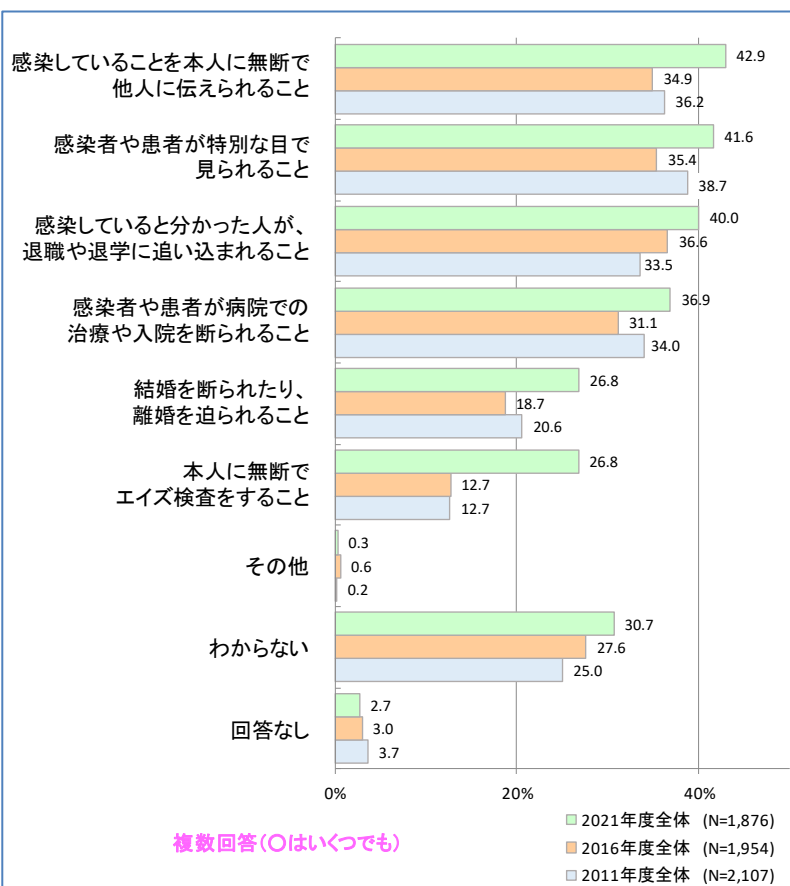
H I V感染者・エイズ患者の人権

H I V感染者、エイズ患者の人権に関することから、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

「感染していることを本人に無断で他人に伝えられる」の42.9%をはじめ、「感染者や患者が特別な目で見られる」、「感染していると分かった人が、退職や退学に追い込まれる」などが、いずれも40%以上あげられています。

この問題について、「わからない」、「回答なし」が約3割あり、比較的、高齢者層に集中しています。

また、「医療関係者、福祉関係職員、弁護士、大学教授などの専門的・技術的職業従事者」の5～6割が、「感染者や患者が特別な目で見られる」、「感染していると分かった人が、退職や退学に追い込まれる」をあげています。



H I Vに感染しても、エイズを発症するまでには、数年から10年以上、無症状の時期があります。知らない間に恋人や配偶者など大切な人をH I Vに感染させないために、症状がなくても疑わしい場合、早めの検査が必要です。

H I Vは非常に感染力の弱いウィルスです。握手をしたり体に触れる、同じ食べ物をつつく、コップでの回し飲み、便座に座る、風呂やプール、せき・くしゃみ、理髪店や美容院の利用などの日常生活では感染しません。

したがって、感染した人に対して接し方を変える必要はないのですが、このことを正しく理解している人はまだ非常に少なく、H I V感染者やエイズ患者への偏見・差別が残っており、入学拒否や学校・職場での孤立、施設等の受入拒否などが起こっているのです。

私たちは、H I V・エイズについて正しい知識をもち、理解者の一人として、偏見や差別をなくし、感染者や患者の心の支えとなることが当たり前になる社会を築いていく必要があります。

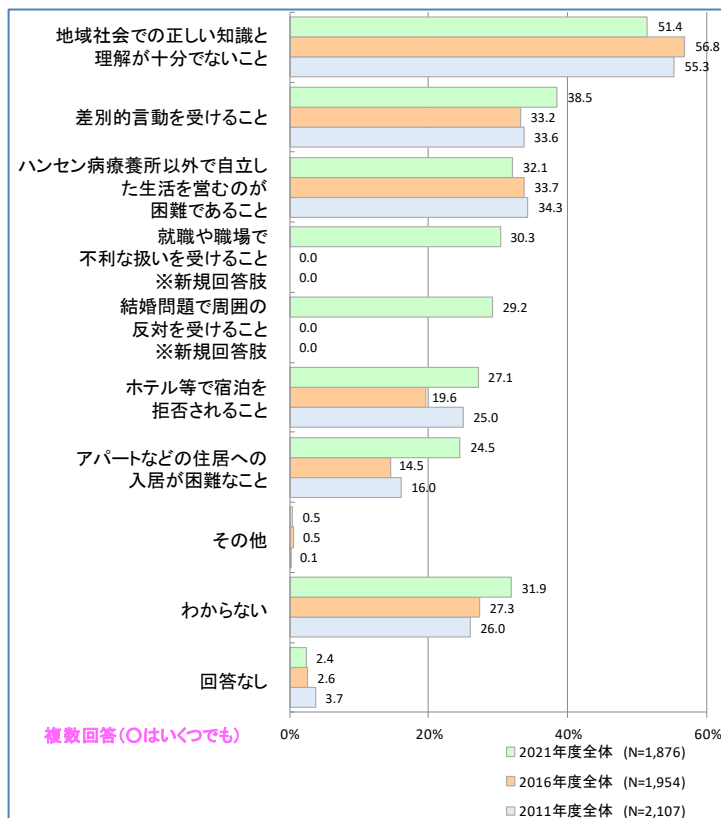
9 ハンセン病患者・元患者等の人権

ハンセン病患者・元患者や家族等の人権に関することから、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

「地域社会での正しい知識と理解が十分でない」が51.4%となっており、「差別的言動」、「ハンセン病療養所以外で自立した生活を営むのが困難である」、「就職や職場で不利な扱いを受けること」がそれぞれ3割以上となっています。

九州では、熊本県と鹿児島県に国立・私立のハンセン病療養所があり、「らい予防法」が憲法違反であることを訴え、国に責任を認めさせたのは熊本県の療養所をはじめとする入所者のみなさんでした。

この問題について「わからない」、「回答なし」などとした人が3割強もあることは、注意しなければなりません。



ハンセン病は、らい菌によって引き起こされる慢性の感染症ですが、らい菌の病原性は弱く、感染してもほとんど発症しませんし、現在では、早期発見と適切な治療によって後遺症を残さずに治る病気です。

しかし、平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、約90年間、強制隔離政策によって患者の人生を台無しにするなど著しい人権侵害を重ねてきました。ハンセン病に対する人びとの意識に不当な偏見・差別を植え付け、その家族にも過酷な苦痛・苦難を与えてきました。

平成13（2001）年、国の責任を認めた「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟の熊本地方裁判所判決が出され、平成21（2009）年4月にはハンセン病元患者等に対する差別を禁じる「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。令和元（2019）年には、ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の熊本地方裁判所判決が出され、政府は総理大臣談話により、ハンセン病患者に対する誤った隔離政策によって家族も差別され被害を受けたとして、国の責任を認めました。

ハンセン病がたどってきた悲惨な歴史を学び、ハンセン病問題に対する正しい知識を習得・理解し、ハンセン病患者・元患者やその家族が安心して暮らしていけるよう、ハンセン病に対する偏見・差別を社会から払拭していくことが大切です。

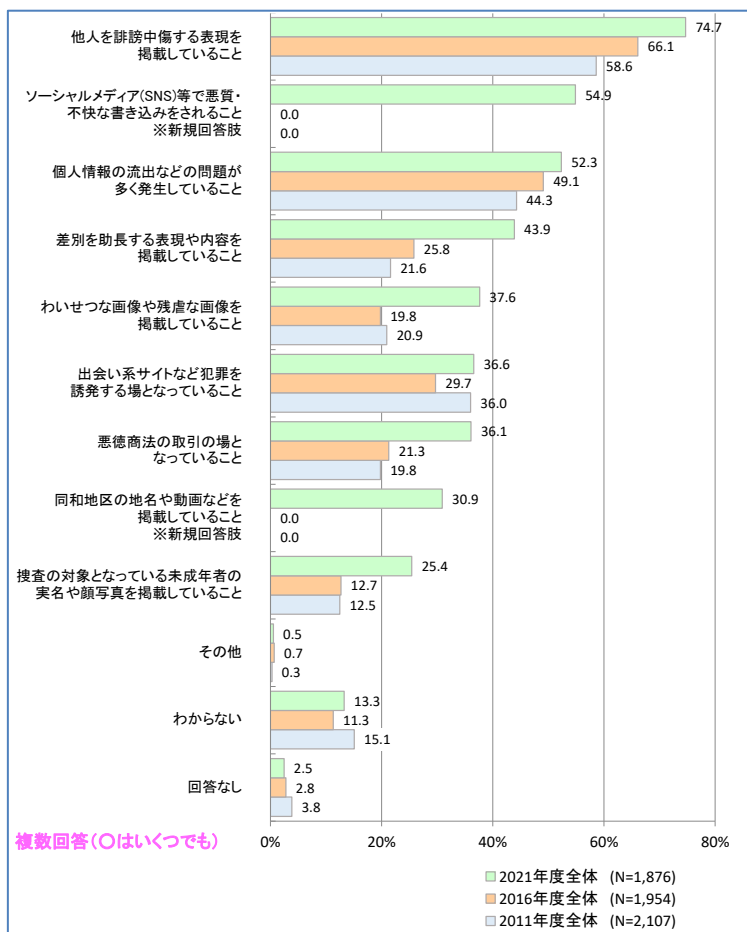
10 インターネットによる人権侵害

インターネットに関することからで、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

「他人を誹謗中傷する表現を掲載している」が最も多く74.7%を占めており、本調査で回答肢として新たに設けた「ソーシャルメディア（SNS）等で悪質・不快な書き込みをされること」が54.9%、「個人情報の流出などの問題が多く発生している」が52.3%で続いています。

「差別を助長する表現や内容を掲載していること」も4割以上あげられています。

これらは、若年層から50歳代までの広い層で特に多くあげられており、「わからない」、「回答なし」がかなり多い高齢者層との差は大きくなっています。



インターネットは、だれでも簡単に情報を入手できるというだけでなく、だれでも容易に情報を発信できる利便性の高いメディアとして、また、インターネット・ショッピングなど、生活上欠かせないものとして急速に普及しています。

その反面、匿名でどのような情報でも簡単に発信できる面があることから、他人の誹謗・中傷や差別を助長する表現、個人や集団にとって有害な情報が流されたりすると、不快感を与え、心を傷つけることになりかねません。

一度ネット上に流出した情報は、あっという間に広がっていき、いつまでも相手を苦しめることになります。インターネットによる人権侵害とは、このように不適切な情報が流されることにより、本人が精神的、社会的に不利益を被ることをいいます。

実際に、令和2（2020）年3月には、インターネット上で誹謗・中傷を受けた方が自ら命を絶つという痛ましい事件も起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが

11 ホームレスの人権

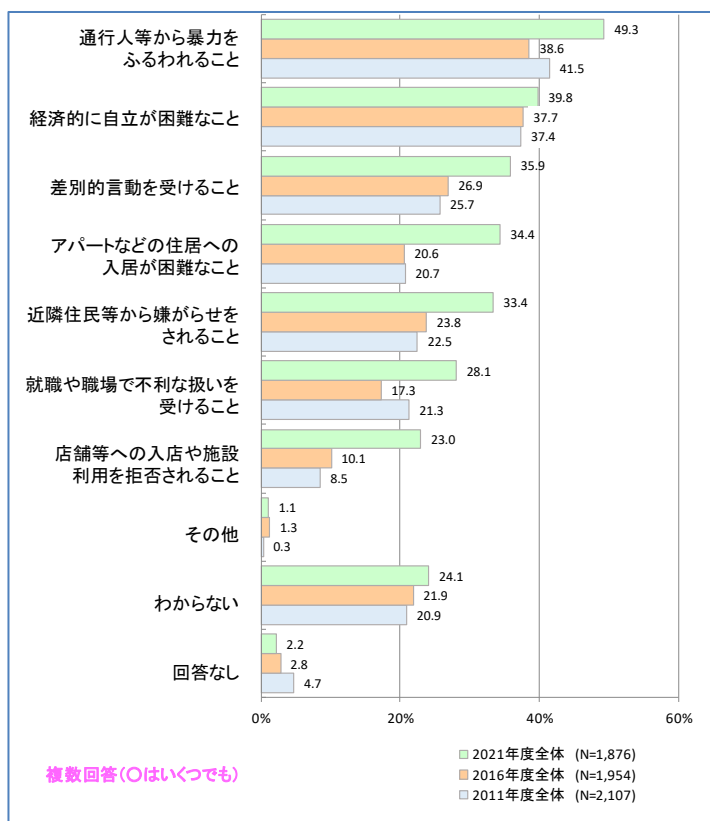
ホームレスの人権に関することからで、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

「通行人等から暴力をふるわれる」が49.3%で最も多く、「経済的に自立が困難」の39.8%が続いています。

「差別的言動を受ける」、「アパートなどの住居への入居が困難」、「近隣住民等から嫌がらせをされる」なども3割以上によってあげられています。他方、「わからない」、「回答なし」が26%強あります。

NPO法人によるホームレス支援も行われています。

北九州を拠点に活動するNPO法人抱樸（ほうぼく）では、炊き出し、居住支援、就労支援などの活動が行われています。



昨今の厳しい経済・雇用情勢の中で、自立の意志がありながら、路上（野宿）生活を余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができない人が多数（全国で令和3（2021）年1月現在、約3,824人）おり、大きな社会問題となっています。

路上（野宿）生活に至る原因には、仕事の減少、倒産・失業など経済的なもののほか、病気・けが、高齢で仕事ができなくなったなど、人によってさまざまですが、何らかの仕事に就いている人もおり、現実はまだ知られることがないため、「怠け者」といった偏見が強く、嫌がらせや暴力を受ける事件も生じています。

これは人間の尊厳に関わる人権問題であり、だれもが無関心のままですませられることではありません。

平成30（2018）年7月に改定された国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」では、ホームレスの人権を大切にしながら、①就業の機会の確保、②安定した居住の場所の確保、③保健及び医療の確保、④生活に関する相談など、総合的な自立支援の方針が示されています。

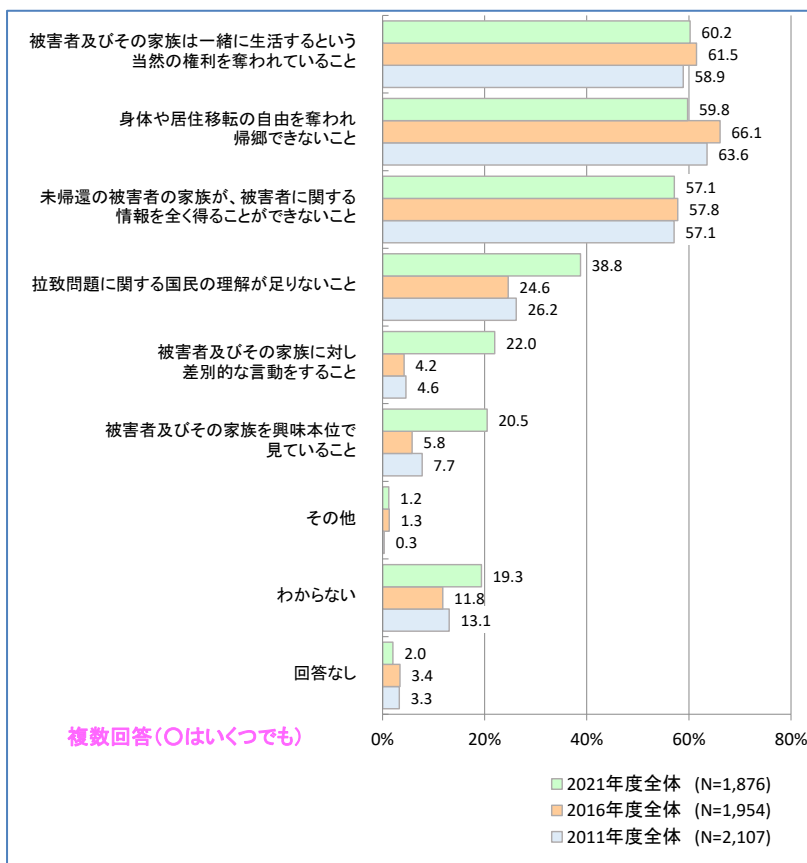
福岡県においても、平成31年3月に「福岡県ホームレス自立支援実施計画(第4次)」を策定し、保健福祉(環境)事務所を中心とした総合的な相談体制の確立や、ホームレス問題に関する理解促進を図るなどの施策を実施しています。

12 北朝鮮拉致被害者等の人権

北朝鮮当局によって拉致された被害者等に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？

「被害者及びその家族は一緒に生活するという当然の権利を奪われている」の60.2%をはじめ、「身体や居住移転の自由を奪われ帰国できない」、「未帰還の被害者の家族が、被害者に関する情報を全く得ることができない」も5割以上あげられており、この問題に関する県民の関心が非常に高いことを示しています。

前回の調査に比べ、「被害者及びその家族に対し差別的な言動をすること」、「被害者及びその家族を興味本位で見ていること」がかなり多くあげられています。



【福岡県の取組】

福岡県では、12月10日から16日の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」にあわせ、毎年、講演会や写真・パネル展を開催しています。そのほか、啓発週間のポスター（法務省作成）や懸垂幕を掲示し、県民の皆さんに拉致問題の重要性について考えていただけるよう、取組を行っています。



「北朝鮮による拉致被害者の問題」は、調査の回答肢にもあるように、突然、国交のない国の権力によって国外に拉致され、身体や居住移転の自由を奪われて、家族との生活を奪われた深刻で重大な人権侵害であり、国民の生命の安全を守る責務がある国家として取り組むべき問題です。

私たちは、拉致問題が重大な人権侵害であることを踏まえ、この問題について関心を持ち、認識・理解を深めていく必要があります。

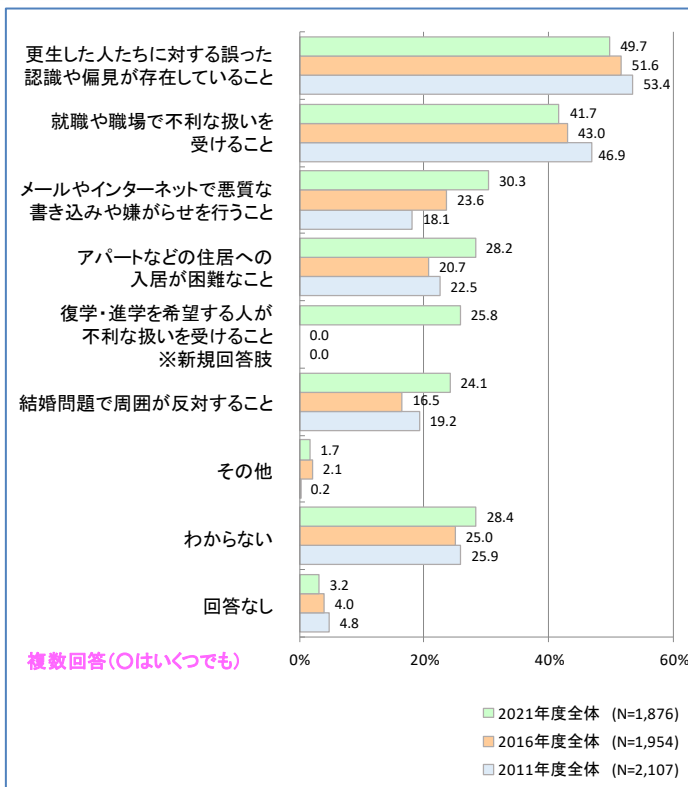
13 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在している」が49.7%で最も多く、「就職や職場で不利な扱いを受ける」が41.7%で第2位を占めています。

「メールやインターネットで悪質な書き込みや嫌がらせを行う」、「アパートなどの住居への入居が困難」、「復学・進学を希望する人が不利な扱いを受ける」、「結婚問題で周囲が反対する」なども比較的まとまってあげられています。

他方、「わからない」、「回答なし」が約3割あります。



【福岡県の取組】

福岡県では、犯罪や非行を犯した人の立ち直りを支え、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会の実現を目指し、毎年7月の“社会を明るくする運動”強調月間期間中、懸垂幕や啓発ポスターの掲示、自治体等のホームページや広報誌による広報など、県民の理解促進に向けた取組を行っています。

“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、すべての人が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

テレビや新聞では、毎日のように事件(犯罪)のニュースが報道されていますが、安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。取締りを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ることを決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。

立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには、一部の人たちだけでなく、地域のすべての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。“社会を明るくする運動”では、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。

14 犯罪被害者等の人権

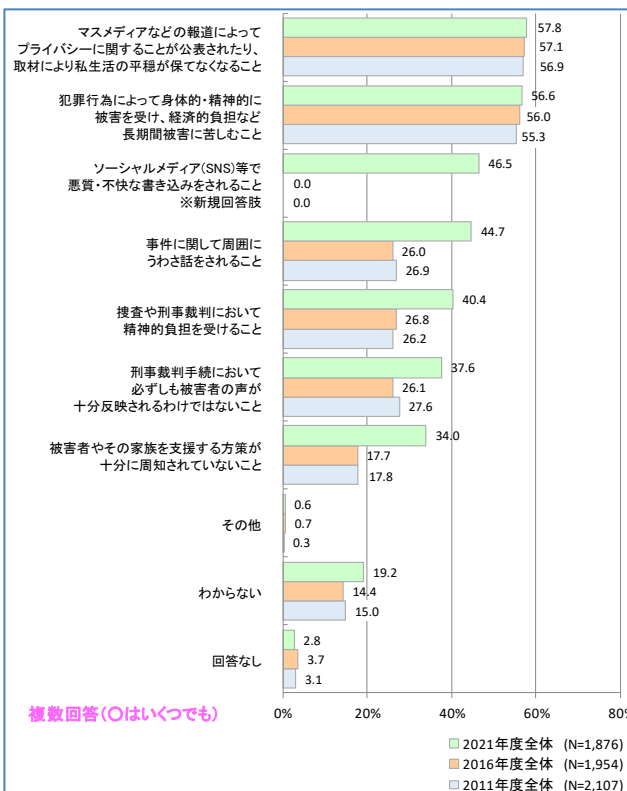
犯罪被害者やその家族の人権に関することから、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

57.8%が「マスメディアなどの報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材により私生活の平穏が保てなくなる」をあげています。

「犯罪行為によって身体的・精神的に被害を受け、経済的負担など長期間被害に苦しむ」も56.6%あげられています。

「ソーシャルメディア（SNS）等で悪質・不快な書き込みをされる」、「事件に関して周囲にうわさ話をされる」、「捜査や刑事裁判において、精神的負担を受ける」が4割以上で続いています。

前回の調査と比べ、「事件に関して周囲にうわさ話をされる」、「捜査や刑事裁判において、精神的負担を受ける」、「被害者やその家族を支援する方策が十分に周知されていない」などがかなり多くなっています。



犯罪に巻き込まれた当事者やその家族にとっては、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負われる、財産を奪われるといった被害に加えて、精神的にも重大な被害を被るという実態もあります。

また、捜査や公判などの過程においてもさまざまな負担がかかるほか、周囲の好奇の目、誤解にもとづく中傷、無理解な対応、インターネット上の誹謗中傷、過剰な報道などにより、孤立感・不信感・無力感を抱くこともあります。

犯罪被害者やその家族が、被害から立ち直り、地域において再び平穏に暮らせるようになるためには、何よりも地域の人びとの理解と温かい心配りや協力が重要です。

「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」では、きわめて困難な状況に直面している犯罪被害者やその家族に対する電話や面接での相談を通じての精神的ケアを始め、弁護士相談、裁判所・病院・警察署などへの付き添いなどの支援活動を行っています。

(福岡窓口 ☎092-409-1356、北九州窓口 ☎093-582-2796、筑後窓口 ☎0942-39-4416、筑豊窓口 ☎0948-28-5759)

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」では、性暴力の被害にあわれた方が、安心して相談でき、医療面のケアなどの必要な支援をいつでも、迅速に受けることができるよう、24時間・365日、年中無休で支援を行っています。(☎092-409-8100又は#8891)

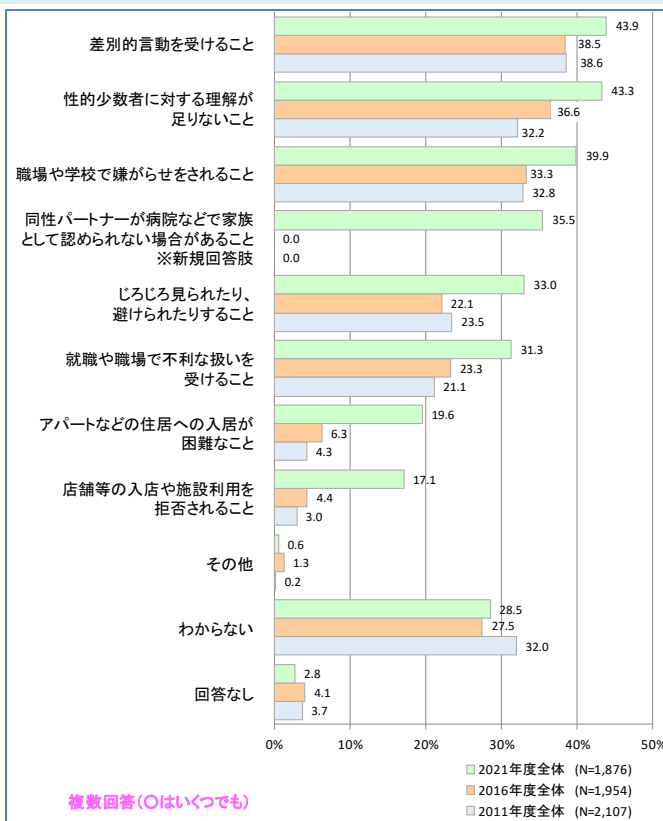
15 性的少数者の人権

性的少数者の人権に関することから、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？

「差別的言動を受ける」の43.9%をはじめ、「性的少数者に対する理解が足りない」、「職場や学校で嫌がらせをされる」などがいずれも4割前後あげられています。

本調査で回答肢として新たに設けた、「同性パートナーが病院などで家族として認められない場合があること※新規回答肢」が35.5%によってあげられています。

この問題については、「わからない」、「回答なし」が3割強を占めていることに注意しなければなりません。



LGBTという言葉聞いたことはありますか？

レズビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシュアル (B)、トランスジェンダー (T) の頭文字をまとめたもので、性的少数者の総称の一つです。他にも、アセクシュアル (他者に性愛感情を抱かない人) やクエスチョニング (自分の性的指向や性自認が決められない、またはあえて決めない人) など、さまざまな人がいます。

各種調査(※)によると、人口の3～10%が性的少数者と考えられています。しかし、周囲の無理解や偏見を恐れて、伝えることができない人も多く、性的少数者の人が身近にいることに気づいていない人も少なくありません。

(※) 三重県男女共同参画センター、日高庸晴 宝塚大教授による共同研究 高校生一万人アンケート (2017)、
電通ダイバーシティ・ラボ (2018)、大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生に関するアンケート (2019)

🌈 大事なことは

性的少数者の人が身近にいることを知って、理解することです。性的指向や性自認は自らの意思に基づいて選択・変更できないものです。それぞれの人にとっての「自然」や「当たり前」をお互いに認め、尊重し合うことが大切です。

🌈 レインボーガイドブック

性の多様性について学べるレインボーガイドブックです。基礎知識や性的少数者の人への配慮事項などを掲載しています。

詳しくは [福岡県 レインボーガイドブック](#)



で検索してください。



16

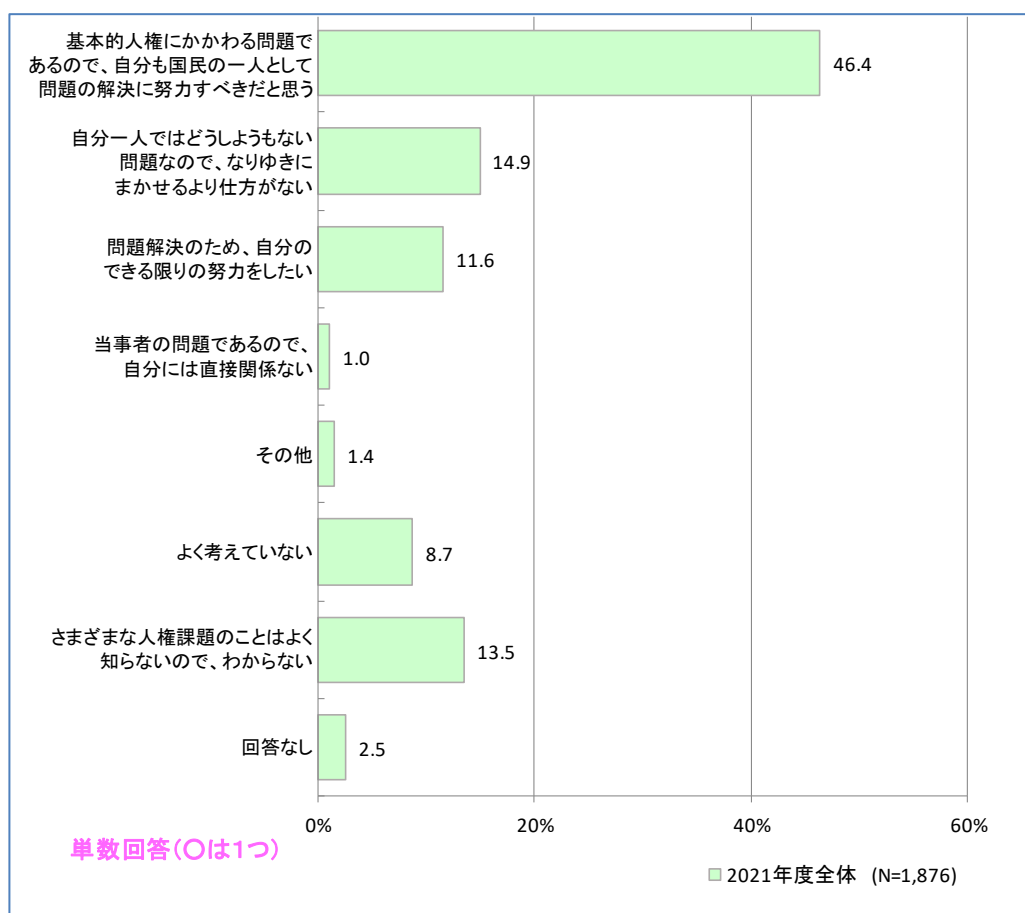
さまざまな人権問題の解決に向けた考え

さまざまな人権課題の解決に向けたあなたの考えとして最も近いものは次のどれですか？

※新規設問

全体の46.4%が「国民の一人として問題の解決に努力すべき」としています。「自分のできる限りの努力をしたい」としたものも11.6%ありますが、「なりゆきにまかせる」（14.9%）という消極的な意見がわずかながら上回っています。

さらに、「よく考えていない」、「さまざまな人権課題のことはよく知らない」、「回答なし」などを合わせると全体の2割強を占めていることには注意が必要です。



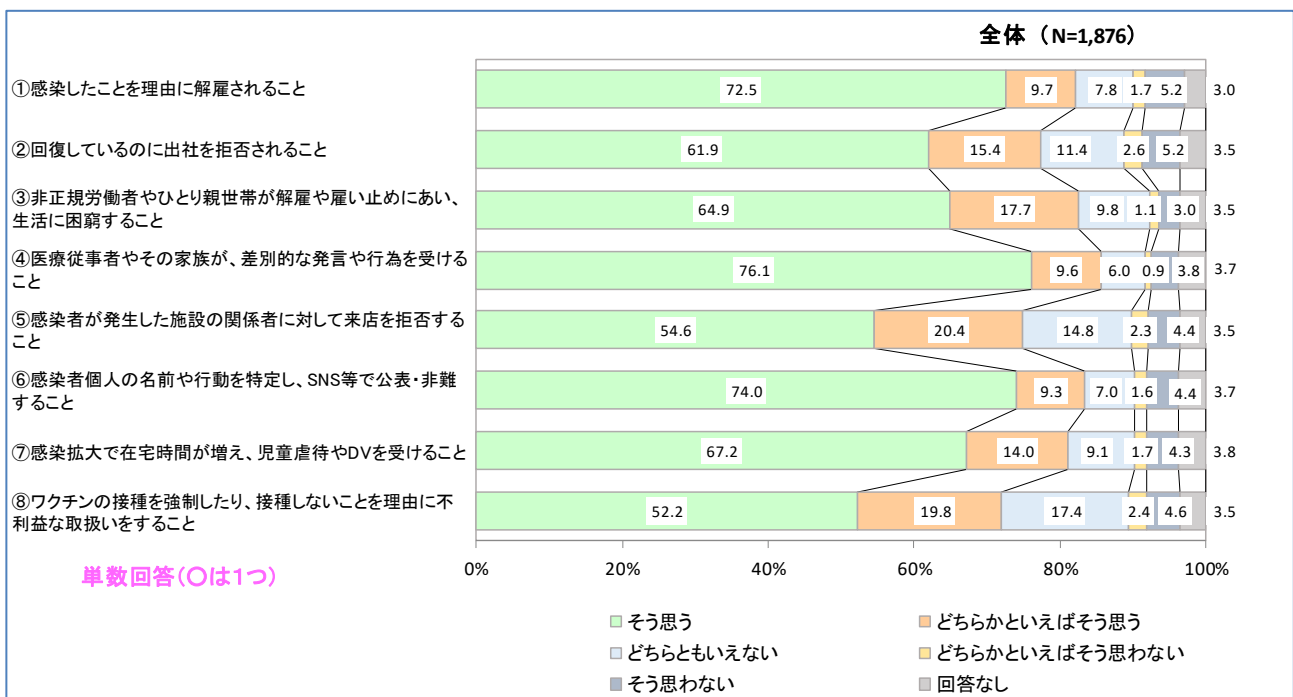
17

新型コロナウイルス感染症に関する問題

新型コロナウイルス感染症に関することから、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか？ ※新規設問

「医療従事者やその家族が、差別的な発言や行為を受けること」について、問題であるとするものが最も多く、85.7%を占めています。

一方、「ワクチンの接種を強制したり、接種しないことを理由に不利益な取扱いをすること」、「感染者が発生した施設の関係者に対して、来店を拒否する」については、他の事項より「どちらともいえない」が多く、15%前後となっています。



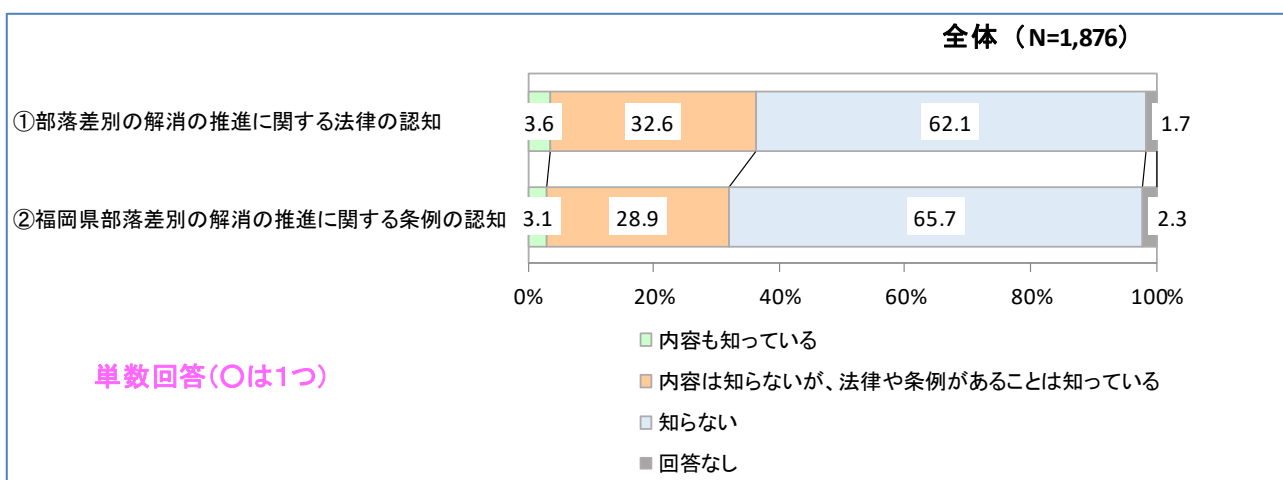
あなたは、次の法律や条例について、どの程度ご存知ですか？

部落差別の解消の推進に関する法律／福岡県部落差別の解消の推進に関する条例 ※新規設問

「部落差別解消推進法」について、「内容も知っている」、「知っている」としているのは、全体の36.2%です。

「福岡県部落差別解消推進条例」について、「内容も知っている」、「知っている」としているのは、全体の32.0%です。

法律及び条例については、それぞれ約3分の1が知っていることになります。



◆「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28（2016）年12月施行）

我が国固有の人権問題である同和問題の解決を図るため、国や地方公共団体を中心にさまざまな取り組みが進められてきました。その結果、同和問題は解決の方向に向かってはいるものの、インターネット上での同和問題に関する差別情報の流布など、情報化の進展を背景とした問題も顕在化しています。このような中、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28（2016）年12月9日に成立し、同月16日に施行されました。

この法律では、部落差別は許されないものであることが宣言され、その解消のために国や地方公共団体は「相談体制の充実」や「教育及び啓発」、「部落差別の実態に係る調査」に取り組むこととされています。

◆「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」（平成31年（2019）3月施行）

部落差別解消推進法の理念にのっとり、平成7（1995）年に制定した「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改正し、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を平成31（2019）年3月に施行しました。県として部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するため、基本理念を定め、県の責務を明らかにし、相談体制の充実、教育・啓発の推進、部落差別の実態に係る調査などの規定を新たに加えた内容となっています。

県では、令和元（2019）年10月から、部落差別（同和問題）をはじめとするさまざまな人権問題で悩んでいる方に、福岡県弁護士会の弁護士が法的な観点で助言を行う無料電話法律相談を実施しています。



【ふくおか人権ホットライン】

弁護士が無料で法律相談に応じます！

毎月第4金曜日15：00～18：00

☎092-724-2644

人権問題に関する県民意識調査

結果報告書-概要版-

令和4年3月発行

【発行】

福岡県福祉労働部 人権・同和対策局調整課
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
TEL 092-643-3325/FAX 092-643-3326

福岡県行政資料	
分類記号 HH	所属コード 4620100
登録年度 3	登録番号 0003